

令和元年度

地域密着型サービス事業者
居宅介護支援事業者等 集団指導

日時： 令和元年7月25日(木)
地域密着 10:30~
居宅介護支援等 13:30~

場所： 君津市役所5階大会議室

担当： 君津市保健福祉部高齢者支援課

令和元年度介護保険制度の改正点について

1 低所得者の第1号被保険者保険料の軽減強化（令和元年度）

介護保険法の一部改正により、平成27年4月から、消費税率引き上げに伴う増収分による公費を投入した保険料軽減を実施しており、令和元年10月の消費税率10%への引上げに伴い更なる軽減強化を実施いたします。

市民税 課税状況	対象となる方	段階区分	保険料額 (H30)	保険料額 (R元)
—	生活保護受給の方			
世帯全員 が非課税	高齢福祉年金受給の方 本人の前年の合計所得金額 と前年の課税対象年金収入 額から公的年金等に係る雑 所得を控除した額の合計が 80万円以下の方	第1段階	24,960円	20,280円
	本人の前年の合計所得金額 と前年の課税対象年金収入 額から公的年金等に係る雑 所得を控除した額の合計が 80万円を超え120万円以下 の方	第2段階	41,800円	34,000円
	本人の前年の合計所得金額 と前年の課税対象年金収入 額から公的年金等に係る雑 所得を控除した額の合計が 120万円を超える方	第3段階	46,800円	45,240円

2 消費税率引上げに伴う改正点（令和元年10月から予定）

(1) 区分支給限度額の変更

○ 在宅サービスについて、利用者の状況に応じた適正なサービスを提供する観点から、必要な居宅介護サービスのモデルを用いて、要介護度毎に区分支給限度基準額を設定。
 → 支給限度額を超えるサービスを受けた場合、超える分の費用は全額自己負担

○ 要介護度別の支給限度額

	支給限度額(円)(見直し後)	支給限度額(円)(現行)
要支援1	50,320	50,030
要支援2	105,310	104,730
要介護1	167,650	166,920
要介護2	197,050	196,160
要介護3	270,480	269,310
要介護4	309,380	308,060
要介護5	362,170	360,650

(注)額は介護報酬の1単位を10円として計算。

※区分支給限度額の変更に伴う介護保険被保険者証の再発行は予定しておりません。変更前の区分支給限度額が記載された被保険者証については、変更後の区分支給限度額に読み替えることをご対応ください。

(2) 介護保険施設における食費・居住費の基準費用額の変更

	基準費用額(日額(月額)) 上段:見直し後、下段:現行	負担限度額(日額(月額))				
		第1段階	第2段階	第3段階		
食費	1,392円(4.2万円) 1,380円(4.2万円)	300円(0.9万円)	390円(1.2万円)	650円(2.0万円)		
居住費	多床室 特養等	855円(2.6万円) 840円(2.6万円)	0円(0万円)	370円(1.1万円)	370円(1.1万円)	
	多床室 老健・療養、医療院等	377円(1.1万円) 370円(1.1万円)	0円(0万円)	370円(1.1万円)	370円(1.1万円)	
	従来型個室	特養等	1,171円(3.6万円) 1,150円(3.5万円)	320円(1.0万円)	420円(1.3万円)	820円(2.5万円)
		老健・療養、医療院等	1,668円(5.1万円) 1,640円(5.0万円)	490円(1.5万円)	490円(1.5万円)	1,310円(4.0万円)
	ユニット型個室的多床室	1,668円(5.1万円) 1,640円(5.0万円)	490円(1.5万円)	490円(1.5万円)	1,310円(4.0万円)	
	ユニット型個室	2,006円(6.1万円) 1,970円(6.0万円)	820円(2.5万円)	820円(2.5万円)	1,310円(4.0万円)	

※月額については、一月を30.4日として計算

(3) 福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限について

本年10月貸与分の全国平均貸与価格及び上限価格の掲載先について、新商品及び消費税率引上げ分を反映した全国平均貸与価格及び上限価格が、厚生労働省のホームページに掲載されていますので、以下をご参照いただきますようお願いします。

- ・掲載先（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>

- ・本内容は、（公財）テクノエイド協会のホームページでも掲載されています。

<http://www.techno-aids.or.jp/tekisei/index.shtml>

※介護保険最新情報 vol. 725「本年10月貸与分から適用される福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について」



事 務 連 絡
平成 31 年 3 月 28 日

各都道府県介護保険主管課（室）御中

厚生労働省老健局老人保健課

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件」
の公布について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

先般の社会保障審議会介護給付費分科会で議論が行われ、指定居宅サービス等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正案に係る答申等がされたところです。

本日、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件」（平成 31 年厚生労働省告示第 101 号）が官報公布されました。この告示については、本年 10 月 1 日より施行することとしています。

各都道府県におかれましては、これを御了知いただくとともに、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し周知をお願いいたします。

なお、今般創設した「介護職員等特定処遇改善加算」の具体的な運用等につきましては、近日中（4月上旬）に別途お知らせする予定であることを申し添えます。

(指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

第二条 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十号)の一部を次の表のように改正する。

給 出 額	給 出 額
<p>別表 指定居宅介護支援給付費単位数表 居宅介護支援費 イ 居宅介護支援費(1月につき)</p> <p>(1) 居宅介護支援費(I) (一) 要介護1又は要介護2 (二) 要介護3、要介護4又は要介護5</p> <p>(2) 居宅介護支援費(II) (一) 要介護1又は要介護2 (二) 要介護3、要介護4又は要介護5</p> <p>(3) 居宅介護支援費(III) (一) 要介護1又は要介護2 (二) 要介護3、要介護4又は要介護5</p> <p>注1～7 (略) ロ～リ (略)</p> <p>1,057単位 1,373単位 529単位 686単位 317単位 411単位</p>	<p>別表 指定居宅介護支援給付費単位数表 居宅介護支援費 イ 居宅介護支援費(1月につき)</p> <p>(1) 居宅介護支援費(I) (一) 要介護1又は要介護2 (二) 要介護3、要介護4又は要介護5</p> <p>(2) 居宅介護支援費(II) (一) 要介護1又は要介護2 (二) 要介護3、要介護4又は要介護5</p> <p>(3) 居宅介護支援費(III) (一) 要介護1又は要介護2 (二) 要介護3、要介護4又は要介護5</p> <p>注1～7 (略) ロ～リ (略)</p> <p>1,053単位 1,368単位 527単位 684単位 316単位 410単位</p>

(居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額の一部
改正)

第五条 居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（
平成十二年厚生省告示第三十三号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

一 居宅介護サービス費等区分支給限度基準額は、居宅要介護被保険者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十一条第一項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。）が受ける居宅サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービスについて算定される単位数の合計が次に掲げる要介護状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数に至るまで居宅要介護被保険者が居宅サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービスを受けることができる額とする。

イ (略)

ロ 要介護一 一万六千七百六十五単位

ハ 要介護二 一万九千七百五単位

ニ 要介護三 二万七千四十八単位

ホ 要介護四 三万九百三十八単位

ヘ 要介護五 三万六千二百十七単位

二 介護予防サービス費等区分支給限度基準額は、居宅要支援被保険者（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）が受ける介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスについて算定される単位数の合計が次に掲げる要支援状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数に至るまで居宅要支援被保険者が介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを受けることができる額とする。

イ 要支援一 五千三十二単位

ロ 要支援二 一万五百三十一単位

改正前

一 居宅介護サービス費等区分支給限度基準額は、居宅要介護被保険者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十一条第一項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。）が受ける居宅サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービスについて算定される単位数の合計が次に掲げる要介護状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数に至るまで居宅要介護被保険者が居宅サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービスを受けることができる額とする。

イ (略)

ロ 要介護一 一万六千六百九十二単位

ハ 要介護二 一万九千六百十六単位

ニ 要介護三 二万六千九百三十一単位

ホ 要介護四 三万八百六十六単位

ヘ 要介護五 三万六千六十五単位

二 介護予防サービス費等区分支給限度基準額は、居宅要支援被保険者（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）が受ける介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスについて算定される単位数の合計が次に掲げる要支援状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数に至るまで居宅要支援被保険者が介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを受けることができる額とする。

イ 要支援一 五千三単位

ロ 要支援二 一万四百七十三単位

(傍線部分は改正部分)

(介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する特定介護保険施設等及び特定介護予防サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額の一部改正)

第六条 介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する特定介護保険施設等及び特定介護予防サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額(平成十七年厚生労働省告示第四百十一号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条の三第二項 第一号に規定する特定介護保険施設等における食事の提供に要する 平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額及び同 法第六十一条の三第二項第一号に規定する特定介護予防サービス事 業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生 労働大臣が定める費用の額は、一日につき千三百九十二円とする。</p>	<p>介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条の三第二項 第一号に規定する特定介護保険施設等における食事の提供に要する 平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額及び同 法第六十一条の三第二項第一号に規定する特定介護予防サービス事 業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生 労働大臣が定める費用の額は、一日につき千三百八十円とする。</p>

(介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額の一部改正)

第七条 介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額(平成十七年厚生労働省告示第四百十二号)の一部を次の表のように改正する。

改正後

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十一条の三第二項
 第二号に規定する特定介護保険施設等（同条第一項に規定する特定
 介護保険施設等をいう。）における居住等に要する平均的な費用の
 額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費
 用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護
 予防サービス事業者（同条第一項に規定する特定介護予防サービス
 事業者をいう。）における滞在に要する平均的な費用の額及び事業
 所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は
 、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる
 額とする。

区分	額
ユニット型個室	一日につき二千六円
ユニット型個室的多床室	一日につき千六百六十八円
従来型個室（特養等）	一日につき千七百七十一円
従来型個室（老健・療養等）	一日につき千六百六十八円
多床室（特養等）	一日につき八百五十五円
多床室（老健・療養等）	一日につき三百七十七円

備考

（略）

改正前

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十一条の三第二項
 第二号に規定する特定介護保険施設等（同条第一項に規定する特定
 介護保険施設等をいう。）における居住等に要する平均的な費用の
 額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費
 用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護
 予防サービス事業者（同条第一項に規定する特定介護予防サービス
 事業者をいう。）における滞在に要する平均的な費用の額及び事業
 所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は
 、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる
 額とする。

区分	額
ユニット型個室	一日につき千九百七十円
ユニット型個室的多床室	一日につき千六百四十円
従来型個室（特養等）	一日につき千五百四十円
従来型個室（老健・療養等）	一日につき千六百四十円
多床室（特養等）	一日につき八百四十円
多床室（老健・療養等）	一日につき三百七十円

備考

（略）

（傍線部分は改正部分）

(指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

第十条 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示
第百二十六号)の一部を次の表のように改正する。

改 定 後	改 定 前
<p>別表 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表</p> <p>1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費</p> <p>イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ) (1月につき)</p> <p>(1) 訪問看護サービスを行わない場合</p> <p>㊦ 要介護1 5,680単位</p> <p>㊧ 要介護2 10,138単位</p> <p>㊨ 要介護3 16,833単位</p> <p>㊩ 要介護4 21,293単位</p> <p>㊪ 要介護5 25,752単位</p> <p>(2) 訪問看護サービスを行う場合</p> <p>㊦ 要介護1 8,287単位</p> <p>㊧ 要介護2 12,946単位</p> <p>㊨ 要介護3 19,762単位</p> <p>㊩ 要介護4 24,361単位</p> <p>㊪ 要介護5 29,512単位</p> <p>ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ) (1月につき)</p> <p>(1) 要介護1 5,680単位</p> <p>(2) 要介護2 10,138単位</p> <p>(3) 要介護3 16,833単位</p> <p>(4) 要介護4 21,293単位</p> <p>(5) 要介護5 25,752単位</p> <p>注1～14 (略)</p> <p>ハ～チ (略)</p> <p>リ 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出</p>	<p>別表 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表</p> <p>1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費</p> <p>イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ) (1月につき)</p> <p>(1) 訪問看護サービスを行わない場合</p> <p>㊦ 要介護1 5,666単位</p> <p>㊧ 要介護2 10,114単位</p> <p>㊨ 要介護3 16,793単位</p> <p>㊩ 要介護4 21,242単位</p> <p>㊪ 要介護5 25,690単位</p> <p>(2) 訪問看護サービスを行う場合</p> <p>㊦ 要介護1 8,267単位</p> <p>㊧ 要介護2 12,915単位</p> <p>㊨ 要介護3 19,714単位</p> <p>㊩ 要介護4 24,302単位</p> <p>㊪ 要介護5 29,441単位</p> <p>ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ) (1月につき)</p> <p>(1) 要介護1 5,666単位</p> <p>(2) 要介護2 10,114単位</p> <p>(3) 要介護3 16,793単位</p> <p>(4) 要介護4 21,242単位</p> <p>(5) 要介護5 25,690単位</p> <p>注1～14 (略)</p> <p>ハ～チ (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) イからトまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからトまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数</p> <p>2 夜間対応型訪問介護費</p> <p>イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ) 別に厚生労働大臣が定める単位数</p> <p>ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ) 1月につき2,751単位</p> <p>注1～5 (略)</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>ホ 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) イからハまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからハまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数</p> <p>2の2 地域密着型通所介護費</p> <p>イ 地域密着型通所介護費</p> <p>(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合</p> <p>㊦ 要介護1 409単位</p>	<p>2 夜間対応型訪問介護費</p> <p>イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ) 別に厚生労働大臣が定める単位数</p> <p>ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ) 1月につき2,742単位</p> <p>注1～5 (略)</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2の2 地域密着型通所介護費</p> <p>イ 地域密着型通所介護費</p> <p>(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合</p> <p>㊦ 要介護1 407単位</p>

㊦ 要介護2	469単位
㊧ 要介護3	530単位
㊨ 要介護4	589単位
㊩ 要介護5	651単位
(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
㊦ 要介護1	428単位
㊧ 要介護2	491単位
㊨ 要介護3	555単位
㊩ 要介護4	617単位
㊪ 要介護5	682単位
(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
㊦ 要介護1	645単位
㊧ 要介護2	761単位
㊨ 要介護3	879単位
㊩ 要介護4	995単位
㊪ 要介護5	1,113単位
(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
㊦ 要介護1	866単位
㊧ 要介護2	786単位
㊨ 要介護3	908単位
㊩ 要介護4	1,029単位
㊪ 要介護5	1,150単位
(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
㊦ 要介護1	739単位
㊧ 要介護2	873単位
㊨ 要介護3	1,012単位
㊩ 要介護4	1,150単位
㊪ 要介護5	1,288単位
(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
㊦ 要介護1	768単位
㊧ 要介護2	908単位

㊦ 要介護2	466単位
㊧ 要介護3	527単位
㊨ 要介護4	586単位
㊩ 要介護5	647単位
(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
㊦ 要介護1	426単位
㊧ 要介護2	488単位
㊨ 要介護3	552単位
㊩ 要介護4	614単位
㊪ 要介護5	678単位
(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
㊦ 要介護1	641単位
㊧ 要介護2	757単位
㊨ 要介護3	874単位
㊩ 要介護4	990単位
㊪ 要介護5	1,107単位
(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
㊦ 要介護1	662単位
㊧ 要介護2	782単位
㊨ 要介護3	903単位
㊩ 要介護4	1,023単位
㊪ 要介護5	1,144単位
(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
㊦ 要介護1	735単位
㊧ 要介護2	868単位
㊨ 要介護3	1,006単位
㊩ 要介護4	1,141単位
㊪ 要介護5	1,281単位
(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
㊦ 要介護1	764単位
㊧ 要介護2	903単位

㊦ 要介護3	1,052単位
㊧ 要介護4	1,197単位
㊨ 要介護5	1,339単位

㊦ 要介護3	1,046単位
㊧ 要介護4	1,190単位
㊨ 要介護5	1,332単位

ロ 療養通所介護費

ロ 療養通所介護費

(1) 所要時間3時間以上6時間未満の場合	1,012単位
(2) 所要時間6時間以上8時間未満の場合	1,519単位

(1) 所要時間3時間以上6時間未満の場合	1,007単位
(2) 所要時間6時間以上8時間未満の場合	1,511単位

注1～22 (略)

注1～22 (略)

ハ・ニ (略)

ハ・ニ (略)

ホ 介護職員等特定処遇改善加算

(新設)

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからハまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからハまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

3 認知症対応型通所介護費

3 認知症対応型通所介護費

イ 認知症対応型通所介護費(I)

イ 認知症対応型通所介護費(I)

(1) 認知症対応型通所介護費(i)

(1) 認知症対応型通所介護費(i)

㊦ 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
a 要介護1	540単位
b 要介護2	594単位
c 要介護3	650単位
d 要介護4	705単位
e 要介護5	759単位
㊦ 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
a 要介護1	566単位

㊦ 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
a 要介護1	538単位
b 要介護2	592単位
c 要介護3	647単位
d 要介護4	702単位
e 要介護5	756単位
㊦ 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
a 要介護1	564単位

b	要介護2	<u>623単位</u>
c	要介護3	<u>681単位</u>
d	要介護4	<u>738単位</u>
e	要介護5	<u>795単位</u>
(ロ)	所要時間5時間以上6時間未満の場合	
a	要介護1	<u>853単位</u>
b	要介護2	<u>945単位</u>
c	要介護3	<u>1,035単位</u>
d	要介護4	<u>1,127単位</u>
e	要介護5	<u>1,219単位</u>
(ハ)	所要時間6時間以上7時間未満の場合	
a	要介護1	<u>875単位</u>
b	要介護2	<u>969単位</u>
c	要介護3	<u>1,061単位</u>
d	要介護4	<u>1,156単位</u>
e	要介護5	<u>1,250単位</u>
(ニ)	所要時間7時間以上8時間未満の場合	
a	要介護1	<u>989単位</u>
b	要介護2	<u>1,097単位</u>
c	要介護3	<u>1,204単位</u>
d	要介護4	<u>1,312単位</u>
e	要介護5	<u>1,420単位</u>
(ホ)	所要時間8時間以上9時間未満の場合	
a	要介護1	<u>1,021単位</u>
b	要介護2	<u>1,132単位</u>
c	要介護3	<u>1,242単位</u>
d	要介護4	<u>1,355単位</u>
e	要介護5	<u>1,465単位</u>
(2)	認知症対応型通所介護費(i)	
(イ)	所要時間3時間以上4時間未満の場合	
a	要介護1	<u>489単位</u>

b	要介護2	<u>620単位</u>
c	要介護3	<u>678単位</u>
d	要介護4	<u>735単位</u>
e	要介護5	<u>792単位</u>
(ロ)	所要時間5時間以上6時間未満の場合	
a	要介護1	<u>849単位</u>
b	要介護2	<u>941単位</u>
c	要介護3	<u>1,031単位</u>
d	要介護4	<u>1,122単位</u>
e	要介護5	<u>1,214単位</u>
(ハ)	所要時間6時間以上7時間未満の場合	
a	要介護1	<u>871単位</u>
b	要介護2	<u>965単位</u>
c	要介護3	<u>1,057単位</u>
d	要介護4	<u>1,151単位</u>
e	要介護5	<u>1,245単位</u>
(ニ)	所要時間7時間以上8時間未満の場合	
a	要介護1	<u>985単位</u>
b	要介護2	<u>1,092単位</u>
c	要介護3	<u>1,199単位</u>
d	要介護4	<u>1,307単位</u>
e	要介護5	<u>1,414単位</u>
(ホ)	所要時間8時間以上9時間未満の場合	
a	要介護1	<u>1,017単位</u>
b	要介護2	<u>1,127単位</u>
c	要介護3	<u>1,237単位</u>
d	要介護4	<u>1,349単位</u>
e	要介護5	<u>1,459単位</u>
(2)	認知症対応型通所介護費(i)	
(イ)	所要時間3時間以上4時間未満の場合	
a	要介護1	<u>487単位</u>

b	要介護2	<u>538単位</u>
c	要介護3	<u>586単位</u>
d	要介護4	<u>636単位</u>
e	要介護5	<u>685単位</u>
(ロ)	所要時間4時間以上5時間未満の場合	
a	要介護1	<u>512単位</u>
b	要介護2	<u>563単位</u>
c	要介護3	<u>615単位</u>
d	要介護4	<u>666単位</u>
e	要介護5	<u>717単位</u>
(ハ)	所要時間5時間以上6時間未満の場合	
a	要介護1	<u>767単位</u>
b	要介護2	<u>849単位</u>
c	要介護3	<u>931単位</u>
d	要介護4	<u>1,011単位</u>
e	要介護5	<u>1,094単位</u>
(ニ)	所要時間6時間以上7時間未満の場合	
a	要介護1	<u>786単位</u>
b	要介護2	<u>871単位</u>
c	要介護3	<u>955単位</u>
d	要介護4	<u>1,037単位</u>
e	要介護5	<u>1,122単位</u>
(ホ)	所要時間7時間以上8時間未満の場合	
a	要介護1	<u>889単位</u>
b	要介護2	<u>984単位</u>
c	要介護3	<u>1,081単位</u>
d	要介護4	<u>1,177単位</u>
e	要介護5	<u>1,272単位</u>
(ホ)	所要時間8時間以上9時間未満の場合	
a	要介護1	<u>917単位</u>
b	要介護2	<u>1,015単位</u>

b	要介護2	<u>536単位</u>
c	要介護3	<u>584単位</u>
d	要介護4	<u>633単位</u>
e	要介護5	<u>682単位</u>
(ロ)	所要時間4時間以上5時間未満の場合	
a	要介護1	<u>510単位</u>
b	要介護2	<u>561単位</u>
c	要介護3	<u>612単位</u>
d	要介護4	<u>663単位</u>
e	要介護5	<u>714単位</u>
(ハ)	所要時間5時間以上6時間未満の場合	
a	要介護1	<u>764単位</u>
b	要介護2	<u>845単位</u>
c	要介護3	<u>927単位</u>
d	要介護4	<u>1,007単位</u>
e	要介護5	<u>1,089単位</u>
(ニ)	所要時間6時間以上7時間未満の場合	
a	要介護1	<u>783単位</u>
b	要介護2	<u>867単位</u>
c	要介護3	<u>951単位</u>
d	要介護4	<u>1,033単位</u>
e	要介護5	<u>1,117単位</u>
(ホ)	所要時間7時間以上8時間未満の場合	
a	要介護1	<u>885単位</u>
b	要介護2	<u>980単位</u>
c	要介護3	<u>1,076単位</u>
d	要介護4	<u>1,172単位</u>
e	要介護5	<u>1,267単位</u>
(ホ)	所要時間8時間以上9時間未満の場合	
a	要介護1	<u>913単位</u>
b	要介護2	<u>1,011単位</u>

c 要介護3	1,115単位
d 要介護4	1,215単位
e 要介護5	1,314単位
ロ 認知症対応型通所介護費(ロ)	
(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
㊦ 要介護1	265単位
㊧ 要介護2	275単位
㊨ 要介護3	284単位
㊩ 要介護4	293単位
㊪ 要介護5	303単位
(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
㊦ 要介護1	277単位
㊧ 要介護2	288単位
㊨ 要介護3	297単位
㊩ 要介護4	307単位
㊪ 要介護5	317単位
(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
㊦ 要介護1	443単位
㊧ 要介護2	458単位
㊨ 要介護3	475単位
㊩ 要介護4	491単位
㊪ 要介護5	507単位
(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
㊦ 要介護1	455単位
㊧ 要介護2	470単位
㊨ 要介護3	487単位
㊩ 要介護4	503単位
㊪ 要介護5	519単位
(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
㊦ 要介護1	520単位
㊧ 要介護2	539単位

c 要介護3	1,110単位
d 要介護4	1,210単位
e 要介護5	1,308単位
ロ 認知症対応型通所介護費(ロ)	
(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
㊦ 要介護1	264単位
㊧ 要介護2	274単位
㊨ 要介護3	283単位
㊩ 要介護4	292単位
㊪ 要介護5	302単位
(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
㊦ 要介護1	276単位
㊧ 要介護2	287単位
㊨ 要介護3	296単位
㊩ 要介護4	306単位
㊪ 要介護5	316単位
(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
㊦ 要介護1	441単位
㊧ 要介護2	456単位
㊨ 要介護3	473単位
㊩ 要介護4	489単位
㊪ 要介護5	505単位
(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
㊦ 要介護1	453単位
㊧ 要介護2	468単位
㊨ 要介護3	485単位
㊩ 要介護4	501単位
㊪ 要介護5	517単位
(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
㊦ 要介護1	518単位
㊧ 要介護2	537単位

㊨ 要介護3	557単位
㊩ 要介護4	575単位
㊪ 要介護5	595単位
(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
㊦ 要介護1	537単位
㊧ 要介護2	556単位
㊨ 要介護3	575単位
㊩ 要介護4	594単位
㊪ 要介護5	615単位

㊨ 要介護3	555単位
㊩ 要介護4	573単位
㊪ 要介護5	593単位
(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
㊦ 要介護1	535単位
㊧ 要介護2	554単位
㊨ 要介護3	573単位
㊩ 要介護4	592単位
㊪ 要介護5	612単位

注1～13 (略)

注1～13 (略)

ハ・ニ (略)

ハ・ニ (略)

ホ 介護職員等特定処遇改善加算

(新設)

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) イからハまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからハまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数

4 小規模多機能型居宅介護費

4 小規模多機能型居宅介護費

イ 小規模多機能型居宅介護費(1月につき)

イ 小規模多機能型居宅介護費(1月につき)

(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

㊦ 要介護1	10,364単位
㊧ 要介護2	15,232単位
㊨ 要介護3	22,157単位
㊩ 要介護4	24,454単位

㊦ 要介護1	10,320単位
㊧ 要介護2	15,167単位
㊨ 要介護3	22,062単位
㊩ 要介護4	24,350単位

(5) 要介護5	26,964単位
(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	
(一) 要介護1	9,338単位
(二) 要介護2	13,724単位
(三) 要介護3	19,963単位
(四) 要介護4	22,033単位
(五) 要介護5	24,295単位
ロ 短期利用居宅介護費（1日につき）	
(1) 要介護1	567単位
(2) 要介護2	634単位
(3) 要介護3	703単位
(4) 要介護4	770単位
(5) 要介護5	835単位
注1～7（略）	
ハ～ワ（略）	
カ 介護職員等特定処遇改善加算	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) イからエまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数	
(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからエまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数	
5 認知症対応型共同生活介護費	
イ 認知症対応型共同生活介護費（1日につき）	
(1) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	
(一) 要介護1	761単位

(5) 要介護5	26,849単位
(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	
(一) 要介護1	9,298単位
(二) 要介護2	13,665単位
(三) 要介護3	19,878単位
(四) 要介護4	21,939単位
(五) 要介護5	24,191単位
ロ 短期利用居宅介護費（1日につき）	
(1) 要介護1	565単位
(2) 要介護2	632単位
(3) 要介護3	700単位
(4) 要介護4	767単位
(5) 要介護5	832単位
注1～7（略）	
ハ～ワ（略）	
(新設)	
5 認知症対応型共同生活介護費	
イ 認知症対応型共同生活介護費（1日につき）	
(1) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	
(一) 要介護1	759単位

(二) 要介護2	797単位
(三) 要介護3	820単位
(四) 要介護4	837単位
(五) 要介護5	854単位
(2) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	
(一) 要介護1	749単位
(二) 要介護2	784単位
(三) 要介護3	808単位
(四) 要介護4	824単位
(五) 要介護5	840単位
ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費（1日につき）	
(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	
(一) 要介護1	789単位
(二) 要介護2	825単位
(三) 要介護3	849単位
(四) 要介護4	865単位
(五) 要介護5	882単位
(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	
(一) 要介護1	777単位
(二) 要介護2	813単位
(三) 要介護3	837単位
(四) 要介護4	853単位
(五) 要介護5	869単位
注1～7（略）	
ハ～ル（略）	
ヲ 介護職員等特定処遇改善加算	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算す	

(二) 要介護2	795単位
(三) 要介護3	818単位
(四) 要介護4	835単位
(五) 要介護5	852単位
(2) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	
(一) 要介護1	747単位
(二) 要介護2	782単位
(三) 要介護3	806単位
(四) 要介護4	822単位
(五) 要介護5	838単位
ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費（1日につき）	
(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	
(一) 要介護1	787単位
(二) 要介護2	823単位
(三) 要介護3	847単位
(四) 要介護4	863単位
(五) 要介護5	880単位
(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	
(一) 要介護1	775単位
(二) 要介護2	811単位
(三) 要介護3	835単位
(四) 要介護4	851単位
(五) 要介護5	867単位
注1～7（略）	
ハ～ル（略）	
(新設)	

る。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) イからヌまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからヌまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）

(1) 要介護1	535単位
(2) 要介護2	601単位
(3) 要介護3	670単位
(4) 要介護4	734単位
(5) 要介護5	802単位

ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）

(1) 要介護1	535単位
(2) 要介護2	601単位
(3) 要介護3	670単位
(4) 要介護4	734単位
(5) 要介護5	802単位

注1～11（略）

ハ～ト（略）

チ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設が、利用者に対し、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) イからヘまでにより算

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）

(1) 要介護1	534単位
(2) 要介護2	599単位
(3) 要介護3	668単位
(4) 要介護4	732単位
(5) 要介護5	800単位

ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）

(1) 要介護1	534単位
(2) 要介護2	599単位
(3) 要介護3	668単位
(4) 要介護4	732単位
(5) 要介護5	800単位

注1～11（略）

ハ～ト（略）

（新設）

定した単位数の1000分の18に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからヘまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費

イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費

(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)（1日につき）

㊦ 要介護1	567単位
㊧ 要介護2	636単位
㊨ 要介護3	706単位
㊩ 要介護4	776単位
㊪ 要介護5	843単位

(2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)（1日につき）

㊦ 要介護1	567単位
㊧ 要介護2	636単位
㊨ 要介護3	706単位
㊩ 要介護4	776単位
㊪ 要介護5	843単位

ロ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費

(1) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)（1日につき）

㊦ 要介護1	646単位
㊧ 要介護2	714単位
㊨ 要介護3	787単位
㊩ 要介護4	857単位
㊪ 要介護5	925単位

(2) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)（1日につき）

㊦ 要介護1	646単位
㊧ 要介護2	714単位

7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費

(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)（1日につき）

㊦ 要介護1	565単位
㊧ 要介護2	634単位
㊨ 要介護3	704単位
㊩ 要介護4	774単位
㊪ 要介護5	841単位

(2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)（1日につき）

㊦ 要介護1	565単位
㊧ 要介護2	634単位
㊨ 要介護3	704単位
㊩ 要介護4	774単位
㊪ 要介護5	841単位

ロ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費

(1) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)（1日につき）

㊦ 要介護1	644単位
㊧ 要介護2	712単位
㊨ 要介護3	785単位
㊩ 要介護4	854単位
㊪ 要介護5	922単位

(2) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)（1日につき）

㊦ 要介護1	644単位
㊧ 要介護2	712単位

㊦	要介護3	787単位
㊧	要介護4	857単位
㊨	要介護5	925単位
ハ	経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(1日につき)	
(1)	経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)	
㊦	要介護1	661単位
㊧	要介護2	726単位
㊨	要介護3	796単位
㊩	要介護4	861単位
㊪	要介護5	926単位
(2)	経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)	
㊦	要介護1	661単位
㊧	要介護2	726単位
㊨	要介護3	796単位
㊩	要介護4	861単位
㊪	要介護5	926単位
ニ	ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(1日につき)	
(1)	ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)	
㊦	要介護1	732単位
㊧	要介護2	797単位
㊨	要介護3	868単位
㊩	要介護4	934単位
㊪	要介護5	998単位
(2)	ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)	
㊦	要介護1	732単位
㊧	要介護2	797単位
㊨	要介護3	868単位

㊦	要介護3	785単位
㊧	要介護4	854単位
㊨	要介護5	922単位
ハ	経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(1日につき)	
(1)	経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)	
㊦	要介護1	659単位
㊧	要介護2	724単位
㊨	要介護3	794単位
㊩	要介護4	859単位
㊪	要介護5	923単位
(2)	経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)	
㊦	要介護1	659単位
㊧	要介護2	724単位
㊨	要介護3	794単位
㊩	要介護4	859単位
㊪	要介護5	923単位
ニ	ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(1日につき)	
(1)	ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)	
㊦	要介護1	730単位
㊧	要介護2	795単位
㊨	要介護3	866単位
㊩	要介護4	931単位
㊪	要介護5	995単位
(2)	ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)	
㊦	要介護1	730単位
㊧	要介護2	795単位
㊨	要介護3	866単位

㊩	要介護4	934単位
㊪	要介護5	998単位

㊩	要介護4	931単位
㊪	要介護5	995単位

注1～18 (略)
ホ～キ (略)

注1～18 (略)
ホ～キ (略)
(新設)

㊦ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) イからウまでにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数
(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからウまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

8 複合型サービス費

イ 看護小規模多機能型居宅介護費(1月につき)

(1)	同一建物に居住する者以外の方に対して行う場合	
㊦	要介護1	12,401単位
㊧	要介護2	17,352単位
㊨	要介護3	24,392単位
㊩	要介護4	27,665単位
㊪	要介護5	31,293単位
(2)	同一建物に居住する者に対して行う場合	
㊦	要介護1	11,173単位
㊧	要介護2	15,634単位
㊨	要介護3	21,977単位
㊩	要介護4	24,926単位
㊪	要介護5	28,195単位

8 複合型サービス費

イ 看護小規模多機能型居宅介護費(1月につき)

(1)	同一建物に居住する者以外の方に対して行う場合	
㊦	要介護1	12,341単位
㊧	要介護2	17,268単位
㊨	要介護3	24,274単位
㊩	要介護4	27,531単位
㊪	要介護5	31,141単位
(2)	同一建物に居住する者に対して行う場合	
㊦	要介護1	11,119単位
㊧	要介護2	15,558単位
㊨	要介護3	21,871単位
㊩	要介護4	24,805単位
㊪	要介護5	28,058単位

<p>ロ 短期利用居宅介護費（1日につき）</p> <p>(1) 要介護1 568単位</p> <p>(2) 要介護2 635単位</p> <p>(3) 要介護3 703単位</p> <p>(4) 要介護4 770単位</p> <p>(5) 要介護5 836単位</p> <p>注1～11（略）</p> <p>ハ～ヨ（略）</p> <p>ク 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算(1) イからカまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算(2) イからカまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数</p>	<p>ロ 短期利用居宅介護費（1日につき）</p> <p>(1) 要介護1 565単位</p> <p>(2) 要介護2 632単位</p> <p>(3) 要介護3 700単位</p> <p>(4) 要介護4 767単位</p> <p>(5) 要介護5 832単位</p> <p>注1～11（略）</p> <p>ハ～ヨ（略）</p> <p>（新設）</p>
---	---

(指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

第十二条 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十八号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表	別表 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表
1 介護予防認知症対応型通所介護費	1 介護予防認知症対応型通所介護費
イ 介護予防認知症対応型通所介護費(1)	イ 介護予防認知症対応型通所介護費(1)
(1) 介護予防認知症対応型通所介護費(i)	(1) 介護予防認知症対応型通所介護費(i)
(一) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	(一) 所要時間3時間以上4時間未満の場合
a 要支援1	a 要支援1
473単位	471単位
b 要支援2	b 要支援2
523単位	521単位
(二) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	(二) 所要時間4時間以上5時間未満の場合
a 要支援1	a 要支援1
495単位	493単位
b 要支援2	b 要支援2
548単位	546単位
(三) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	(三) 所要時間5時間以上6時間未満の場合
a 要支援1	a 要支援1
738単位	735単位
b 要支援2	b 要支援2
824単位	821単位
(四) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	(四) 所要時間6時間以上7時間未満の場合
a 要支援1	a 要支援1
757単位	754単位
b 要支援2	b 要支援2
846単位	842単位
(五) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	(五) 所要時間7時間以上8時間未満の場合
a 要支援1	a 要支援1
856単位	852単位
b 要支援2	b 要支援2
956単位	952単位
(六) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	(六) 所要時間8時間以上9時間未満の場合
a 要支援1	a 要支援1
883単位	879単位
b 要支援2	b 要支援2
986単位	982単位
(2) 介護予防認知症対応型通所介護費(ii)	(2) 介護予防認知症対応型通所介護費(ii)
(一) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	(一) 所要時間3時間以上4時間未満の場合
a 要支援1	a 要支援1
427単位	a 要支援1
b 要支援2	b 要支援2
474単位	472単位

(二) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	(二) 所要時間4時間以上5時間未満の場合
a 要支援1	a 要支援1
447単位	445単位
b 要支援2	b 要支援2
496単位	494単位
(三) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	(三) 所要時間5時間以上6時間未満の場合
a 要支援1	a 要支援1
664単位	661単位
b 要支援2	b 要支援2
740単位	737単位
(四) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	(四) 所要時間6時間以上7時間未満の場合
a 要支援1	a 要支援1
681単位	678単位
b 要支援2	b 要支援2
759単位	756単位
(五) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	(五) 所要時間7時間以上8時間未満の場合
a 要支援1	a 要支援1
769単位	766単位
b 要支援2	b 要支援2
859単位	855単位
(六) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	(六) 所要時間8時間以上9時間未満の場合
a 要支援1	a 要支援1
794単位	791単位
b 要支援2	b 要支援2
886単位	882単位
ロ 介護予防認知症対応型通所介護費(II)	ロ 介護予防認知症対応型通所介護費(II)
(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合
(一) 要支援1	(一) 要支援1
246単位	245単位
(二) 要支援2	(二) 要支援2
260単位	259単位
(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合
(一) 要支援1	(一) 要支援1
258単位	257単位
(二) 要支援2	(二) 要支援2
272単位	271単位
(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合
(一) 要支援1	(一) 要支援1
411単位	409単位
(二) 要支援2	(二) 要支援2
434単位	432単位
(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合
(一) 要支援1	(一) 要支援1
422単位	420単位
(二) 要支援2	(二) 要支援2
445単位	443単位
(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合
(一) 要支援1	(一) 要支援1
482単位	480単位
(二) 要支援2	(二) 要支援2
510単位	508単位

(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
(イ) 要支援1	498単位
(ロ) 要支援2	526単位
注1～13 (略)	
ハ・ニ (略)	
ホ 介護職員等特定処遇改善加算	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) イからハまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数	
(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからハまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数	
2 介護予防小規模多機能型居宅介護費	
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	
(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	
(イ) 要支援1	3,418単位
(ロ) 要支援2	6,908単位
(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	
(イ) 要支援1	3,080単位
(ロ) 要支援2	6,224単位
ロ 短期利用介護予防居宅介護費 (1日につき)	
(1) 要支援1	421単位
(2) 要支援2	526単位
注1～7 (略)	

(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
(イ) 要支援1	496単位
(ロ) 要支援2	524単位
注1～13 (略)	
ハ・ニ (略)	
(新設)	
2 介護予防小規模多機能型居宅介護費	
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	
(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	
(イ) 要支援1	3,403単位
(ロ) 要支援2	6,877単位
(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	
(イ) 要支援1	3,066単位
(ロ) 要支援2	6,196単位
ロ 短期利用介護予防居宅介護費 (1日につき)	
(1) 要支援1	419単位
(2) 要支援2	524単位
注1～7 (略)	

ハ～リ (略)	
ヌ 介護職員等特定処遇改善加算	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) イからチまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数	
(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからチまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数	
3 介護予防認知症対応型共同生活介護費	
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	
(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	757単位
(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	745単位
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	
(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	785単位
(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	773単位
注1～6 (略)	
ハ～ヌ (略)	
ル 介護職員等特定処遇改善加算	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を	

ハ～リ (略)	
(新設)	
3 介護予防認知症対応型共同生活介護費	
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	
(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	755単位
(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	743単位
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	
(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	783単位
(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	771単位
注1～6 (略)	
ハ～ヌ (略)	
(新設)	

算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) イからリまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからリまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

(指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

第十三条 指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十九号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>介護予防支援費 イ 介護予防支援費（1月につき） 注1・2（略） ロ・ハ（略）</p> <p>431単位</p>	<p>介護予防支援費 イ 介護予防支援費（1月につき） 注1・2（略） ロ・ハ（略）</p> <p>430単位</p>

(厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数の一部改正)

第十五条 厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数(平成十八年厚生労働省告示第
二百六十三号)の一部を次の表のように改正する。

別表	名 出 額	名 出 額
1 基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき) 注 (略)	1,013単位	1,009単位
2 定期巡回サービス費 (1回につき) 注 (略)	379単位	378単位
3 随時訪問サービス費(I) (1回につき) 注 (略)	578単位	576単位
4 随時訪問サービス費(II) (1回につき) 注 (略)	778単位	775単位

(厚生労働大臣が定める基準の一部改正)

第十六条 厚生労働大臣が定める基準(平成二十七年厚生労働省告示第九十五号)の一部を次の表のように改正する。

困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該指定特定施設入居者生活介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費の注5の入居継続支援加算又は特定施設入居者生活介護費におけるサービス提供体制強化加算(1)イのいずれかを算定していること。

(6) 特定施設入居者生活介護費における介護職員処遇改善加算(1)から(Ⅳ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

四十五～四十八（略）

イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

四十五～四十八（新設）（略）

- (一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。
- (二) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。
- (三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。
- (四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。
- (3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。
- (4) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において

て、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。

(5) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費におけるサービステイ体制強化加算(1)イのいずれかを算定していること。

(6) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算(1)から(4)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅲ)イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

四十九～五十一 (略)

五十一の二 夜間対応型訪問介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

第四十八号の二の規定を準用する。

五十一の三 地域密着型通所介護費における中重度者ケア体制加算の基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定地域密着型サービステイ基準第二十条第一項第二号又は第三号に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法(指定地域密着型サービステイ基準第二十条第六号に規定する常勤換算方法をいう。第五十一号の五イにおいて同じ。)で二以上確保していること。

ロ・ハ (略)

五十一の四～五十一の九 (略)

五十一の十 地域密着型通所介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

第四十八号の二の規定を準用する。

四十九～五十一 (略)

(新設)

五十一の二 地域密着型通所介護費における中重度者ケア体制加算の基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定地域密着型サービステイ基準第二十条第一項第二号又は第三号に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法(指定地域密着型サービステイ基準第二十条第六号に規定する常勤換算方法をいう。第五十一号の四イにおいて同じ。)で二以上確保していること。

ロ・ハ (略)

五十一の三～五十一の八 (略)

(新設)

五十二・五十三 (略)

五十三の二 認知症対応型通所介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

第四十八号の二の規定を準用する。

五十四～五十八 (略)

五十八の二 小規模多機能型居宅介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

第四十八号の二の規定を準用する。

五十八の三・五十八の四 (略)

五十九・六十 (略)

六十の二 認知症対応型共同生活介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

第四十八号の二の規定を準用する。

六十の三 (略)

六十一・六十二 (略)

六十二の二 地域密着型特定施設入居者生活介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(ハ) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。

(ニ) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所における

五十二・五十三 (新設) (略)

五十四～五十八 (新設) (略)

五十八の二・五十八の三 (略)

五十九・六十 (新設) (略)

六十の二 (略)

六十一・六十二 (新設) (略)

経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。

(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。

四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。

(4) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。

(5) 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型特定施設入居者生活介護費の注4の入居継続支援加算又は地域密着型特定施設入居者生活介護費におけるサービス提供体制強化加算(1)イのいずれかを算定していること。

(6) 地域密着型特定施設入居者生活介護費における介護職員処

遇改善加算(1)から(4)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

六十三 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費における身体拘束廃止未実施減算の基準

指定地域密着型サービス基準第三百三十七条第五項及び第六項又は第六十二条第七項及び第八項に規定する基準に適合してないこと。

六十四 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護医療院サービスにおける若年性認知症入所者受入加算の基準

第十八号の規定を準用する。

六十五 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス及び介護医療院サービスにおける栄養マネジメント加算の基準

イ(ホ) (略)

六十五の二 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護医療院サービスにおける再入所時栄養連携加算の基準

通所介護費等算定方法第十号、第十二号、第十三号及び第十五号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

六十五の三 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス及び介護医療院サービスにおける低栄養リスク改善加算の基準

通所介護費等算定方法第十号、第十二号、第十三号、第十四号

六十三 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における身体拘束廃止未実施減算の基準

指定地域密着型サービス基準第三百三十七条第五項及び第六項又は第六十二条第七項及び第八項に規定する基準に適合してないこと。

六十四 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護医療院サービスにおける若年性認知症入所者受入加算の基準

第十八号の規定を準用する。

六十五 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス及び介護医療院サービスにおける栄養マネジメント加算の基準

イ(ホ) (略)

六十五の二 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護医療院サービスにおける再入所時栄養連携加算の基準

通所介護費等算定方法第十号、第十二号、第十三号及び第十五号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

六十五の三 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス及び介護医療院サービスにおける低栄養リスク改善加算の基準

通所介護費等算定方法第十号、第十二号、第十三号、第十四号

及び第十五号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

六十六 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス及び介護医療院サービスにおける経口移行加算の基準

通所介護費等算定方法第十号、第十二号、第十三号、第十四号及び第十五号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

六十七 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス及び介護医療院サービスにおける経口維持加算の基準

イ・ホ (略)

六十八 特定施設入居者生活介護費、認知症対応型共同生活介護費、地域密着型特定施設入居者生活介護費、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス、介護医療院サービス、介護予防特定施設入居者生活介護費及び介護予防認知症対応型共同生活介護費における口腔衛生管理体制加算の基準

イ・ロ (略)

六十九 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス及び介護医療院サービスにおける口腔衛生管理体制加算の基準

前号の規定を準用する。

七十 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費及び介護福祉施設サービスにおける在宅復帰支援機能加算の基準

イ・ロ (略)

七十一 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費及び介護福祉施設サービスにおける在宅・入所相互利用加算の基準

在宅において生活している期間中の介護支援専門員と入所する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設の介護支援専門員との間で情報の交換を十分に行い、双方が合意の上介護に関する目標及び方針を定め、入所者又はその家族等に対して当該目標及び方針の内容を説明し、同意を得ていること。

及び第十五号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

六十六 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス及び介護医療院サービスにおける経口移行加算の基準

通所介護費等算定方法第十号、第十二号、第十三号、第十四号及び第十五号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

六十七 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス及び介護医療院サービスにおける経口維持加算の基準

イ・ホ (略)

六十八 特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス、介護医療院サービス、介護予防特定施設入居者生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護における口腔衛生管理体制加算の基準

イ・ロ (略)

六十九 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス及び介護医療院サービスにおける口腔衛生管理体制加算の基準

前号の規定を準用する。

七十 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び介護福祉施設サービスにおける在宅復帰支援機能加算の基準

イ・ロ (略)

七十一 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び介護福祉施設サービスにおける在宅・入所相互利用加算の基準

在宅において生活している期間中の介護支援専門員と入所する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設の介護支援専門員との間で情報の交換を十分に行い、双方が合意の上介護に関する目標及び方針を定め、入所者又はその家族等に対して当該目標及び方針の内容を説明し、同意を得ていること。

七十一の二 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス及び介護保健施設サービスにおける褥瘡マネジメント加算の基準

イ・ニ (略)

七十二 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

第三十八号の規定を準用する。この場合において、同号イ(2)中「通所介護費等算定方法第三号」とあるのは「通所介護費等算定方法第十号」と読み替えるものとする。

七十三 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費における介護職員処遇改善加算の基準

第四十八号の規定を準用する。

七十三の二 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(イ) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。

(ロ) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二

七十一の二 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス及び介護保健施設サービスにおける褥瘡マネジメント加算の基準

イ・ニ (略)

七十二 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護におけるサービス提供体制強化加算の基準

第三十八号の規定を準用する。この場合において、同号イ(2)中「通所介護費等算定方法第三号」とあるのは「通所介護費等算定方法第十号」と読み替えるものとする。

七十三 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における介護職員処遇改善加算の基準

第四十八号の規定を準用する。

(新設)

倍以上であること。

(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。

(4) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。

(5) 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の注5の日常生活継続支援加算(1)若しくは(2)又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費におけるサービス提供体制強化加算(1)イのいずれかを算定していること。

(6) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費における介護職員処遇改善加算(1)から(4)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅲ)イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

七十四～八十一 (略)

八十一の二 複合型サービス費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

第四十八号の二の規定を準用する。

八十二～八十八 (略)

善加算の基準
イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。

(二) 指定介護老人福祉施設における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する

七十四～八十一 (略)
(新設)

八十二～八十八 (略)
(新設)

- 費用の見込額の平均の二倍以上であること。
- (三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。
- (四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。
- (2) 当該指定介護老人福祉施設において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該施設の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
- (3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該施設の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。
- (4) 当該指定介護老人福祉施設において、事業年度ごとに当該施設の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスの注5の日常生活継続支援加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)又は介護福祉施設サービスにおけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イのいずれかを算定していること。
- (6) 介護福祉施設サービスにおける介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかを算定していること。
- (7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除

<p>く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</p> <p>(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>八十九〇九十四 (略)</p> <p>九十四の二 介護保健施設サービスにおける介護職員等特定処遇改善加算の基準</p> <p>第六号の二の規定を準用する。</p> <p>九十五〇九十九 (略)</p> <p>九十九の二 介護療養施設サービスにおける介護職員等特定処遇改善加算の基準</p> <p>第六号の二の規定を準用する。</p> <p>百〇百の三 (略)</p> <p>百の四 介護医療院サービスにおける介護職員等特定処遇改善加算の基準</p> <p>第六号の二の規定を準用する。</p> <p>百一〇百二 (略)</p> <p>百二の二 介護予防訪問入浴介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準</p> <p>第六号の二の規定を準用する。</p> <p>百三〇百十四 (略)</p> <p>百十四の二 介護予防通所リハビリテーション費における介護職員等特定処遇改善加算の基準</p> <p>第六号の二の規定を準用する。</p> <p>百十四の三 (略)</p> <p>百十五〇百十七 (略)</p> <p>百十七の二 介護予防短期入所生活介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準</p> <p>第六号の二の規定を準用する。</p>	<p>八十九〇九十四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>九十五〇九十九 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>百〇百の三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>百一〇百二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>百三〇百十四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>百十四の二 (略)</p> <p>百十五〇百十七 (略)</p> <p>(新設)</p>
---	---

<p>百十七の三 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護における在宅復帰・在宅療養支援機能加算の基準</p> <p>第三十九号の三の規定を準用する。</p> <p>百十八・百十九 (略)</p>	<p>百十七の二 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護における在宅復帰・在宅療養支援機能加算の基準</p> <p>第三十九号の二の規定を準用する。</p> <p>百十八・百十九 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>百十九の二 介護予防短期入所療養介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準</p> <p>第六号の二の規定を準用する。</p> <p>百十九の三・百十九の四 (略)</p> <p>百二十・百二十一 (略)</p>	<p>百十九の二・百十九の三 (略)</p> <p>百二十・百二十一 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>百二十一の二 介護予防特定施設入居者生活介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準</p> <p>第六号の二の規定を準用する。</p> <p>百二十一の三 (略)</p> <p>百二十二・百二十三 (略)</p>	<p>百二十一の二 (略)</p> <p>百二十二・百二十三 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>百二十三の二 介護予防認知症対応型通所介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準</p> <p>第四十八号の二の規定を準用する。</p> <p>百二十四・百二十七 (略)</p>	<p>百二十四・百二十七 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>百二十七の二 介護予防小規模多機能型居宅介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準</p> <p>第四十八号の二の規定を準用する。</p> <p>百二十七の三 (略)</p>	<p>百二十七の二 (略)</p> <p>百二十七の三 介護予防認知症対応型共同生活介護費の注6の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>第五十八号の三の規定を準用する。</p> <p>百二十八・百二十九 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>百二十七の四 介護予防認知症対応型共同生活介護費の注6の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>第五十八号の四の規定を準用する。</p> <p>百二十八・百二十九 (略)</p>	<p>百二十八・百二十九 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>百二十九の二 介護予防認知症対応型共同生活介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準</p> <p>第四十八号の二の規定を準用する。</p>	<p>百二十九の二 (略)</p> <p>(新設)</p>



老発0426第5号

平成31年4月26日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

(公印省略)

「地域支援事業の実施について」の一部改正について

標記の事業については、平成18年6月9日老発第0609001号本職通知の別紙「地域支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成31年4月1日から適用することとしたので通知する。

については、事業の実施について特段の御配慮をお願いするとともに、管内市町村に対して周知を図り、本事業の円滑な実施について御協力を賜りたい。

(参考)

「介護予防・日常生活支援総合事業における国が定める単価」の平成31年9月末までと10月1日以降

10月1日以降	9月末まで
<p>訪問介護員等によるサービス費（訪問介護従前相当サービス費）及び通所介護事業者の従事者によるサービス費（通所介護従前相当サービス費）は、それぞれ以下に掲げる費用を算定するものとする。なお、当該費用の算定にあたっては、以下に掲げる他は、平成30年度介護報酬改定前の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）に準ずるものとする。ただし、介護職員等特定処遇改善加算については、平成31年度介護報酬改定後の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）の介護職員等特定処遇改善加算の取扱いに準ずるものとする。</p> <p>1 訪問介護員等によるサービス費（訪問介護従前相当サービス費）</p> <p>イ 訪問型サービス費Ⅰ 1. 172単位 （事業対象者・要支援1・2 1月につき・週1回程度の訪問）</p> <p>ロ 訪問型サービス費Ⅱ 2. 342単位 （事業対象者・要支援1・2 1月につき・週2回程度の訪問）</p> <p>ハ 訪問型サービス費Ⅲ 3. 715単位 （事業対象者・要支援2 1月につき・週2回を超える程度の訪問）</p>	<p>訪問介護員等によるサービス費（訪問介護従前相当サービス費）及び通所介護事業者の従事者によるサービス費（通所介護従前相当サービス費）は、それぞれ以下に掲げる費用を算定するものとする。なお、当該費用の算定にあたっては、以下に掲げる他は、平成30年度介護報酬改定前の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）に準ずるものとする。</p> <p>1 訪問介護員等によるサービス費（訪問介護従前相当サービス費）</p> <p>イ 訪問型サービス費Ⅰ 1. 168単位 （事業対象者・要支援1・2 1月につき・週1回程度の訪問）</p> <p>ロ 訪問型サービス費Ⅱ 2. 335単位 （事業対象者・要支援1・2 1月につき・週2回程度の訪問）</p> <p>ハ 訪問型サービス費Ⅲ 3. 704単位 （事業対象者・要支援2 1月につき・週2回を超える程度の訪問）</p>

※ [] . . . 網掛け部分は君津市では使用しません。

10月1日以降	9月末まで
<p>ト 訪問型サービス費（短時間サービス） 1. 66単位 （事業対象者・要支援1・2 1回につき 主に身体介護を行う場合 1月につき22回まで算定可能）</p> <p>チ～ヌ（略）</p> <p>ル 介護職員等特定処遇改善加算 （1）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）×所定単価×63/1000 （2）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）×所定単価×42/1000</p> <p>注1 生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月においてイからルを算定しない。 注2～注7（略）</p> <p>注8 ルについて、所定単価はイからリまでにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していることを要件とする。また、（1）の算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定訪問介護事業所において特定処遇改善加算（Ⅰ）または（Ⅱ）を算定していることを要件とする。なお、（1）か（2）のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない</p> <p>注9 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。</p> <p>2 通所介護事業者の従事者によるサービス費（通所介護従前相当サービス費）</p> <p>イ 通所型サービス費 （1）事業対象者・要支援1 1. 655単位（1月につき） （2）事業対象者・要支援2 3. 393単位（1月につき）</p>	<p>ト 訪問型サービス費（短時間サービス） 1. 65単位 （事業対象者・要支援1・2 1回につき 主に身体介護を行う場合 1月につき22回まで算定可能）</p> <p>チ～ヌ（略） （新設）</p> <p>注1 生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月においてイからヌを算定しない。 注2～注7（略）</p> <p>注8 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。</p> <p>2 通所介護事業者の従事者によるサービス費（通所介護従前相当サービス費）</p> <p>イ 通所型サービス費 （1）事業対象者・要支援1 1. 647単位（1月につき） （2）事業対象者・要支援2 3. 377単位（1月につき）</p>

10月1日以降	9月末まで
<p>ルール (略)</p> <p>ア 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>(1) $\text{介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)} + \text{所定単位} \times 12 / 1000$</p> <p>(2) $\text{介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)} + \text{所定単位} \times 10 / 1000$</p> <p>注1～注10 (略)</p> <p>注11 ラについて、所定単位はイからヌまでにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していることを要件とする。また、(1)の算定に当たっては、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを算定していることを要件とする。なお、(1)か(2)のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない</p> <p>注12 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算及び介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。</p> <p>3 介護予防ケアマネジメント費</p> <p>イ 介護予防ケアマネジメント費 <u>431</u>単位 (1月につき)</p> <p>ロ、ハ (略)</p> <p>注1、注2 (略)</p>	<p>ルール (略)</p> <p>(新設)</p> <p>注1～注10 (略)</p> <p>注11 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算及び介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。</p> <p>3 介護予防ケアマネジメント費</p> <p>イ 介護予防ケアマネジメント費 <u>430</u>単位 (1月につき)</p> <p>ロ、ハ (略)</p> <p>注1、注2 (略)</p>

口 初回加算 300単位 (1月につき)

ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300単位

注1 介護予防ケアマネジメント費の算定は、要支援1及び要支援2を対象とする。

注2 住所地特例による財政調整においては、1件あたり430単位とする。算定にあたっては、住所地特例対象者の数に430単位をかけた金額の支払い・請求により財政調整を行うものとする。

II. 平成31年10月1日以降

訪問介護員等によるサービス費 (訪問介護従前相当サービス費) 及び通所介護事業者の従事者によるサービス費 (通所介護従前相当サービス費) は、それぞれ以下に掲げる費用を算定するものとする。なお、当該費用の算定にあたっては、以下に掲げる他は、平成30年度介護報酬改定前の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成18年厚生労働省告示第127号) 及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成18年3月17日老計発第0317001号・老発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知) に準ずるものとする。ただし、介護職員等特定処遇改善加算については、平成31年度介護報酬改定後の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成18年厚生労働省告示第127号) 及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成18年3月17日老計発第0317001号・老発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知) の介護職員等特定処遇改善加算の取扱いに準ずるものとする。

1 訪問介護員等によるサービス費 (訪問介護従前相当サービス費)

イ 訪問型サービス費I 1,172単位

(事業対象者・要支援1・2 1月につき・週1回程度の訪問)

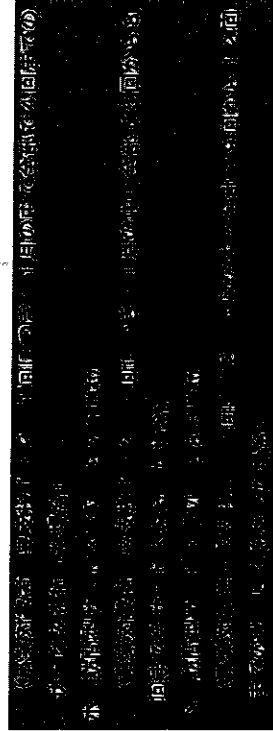
ロ 訪問型サービス費II 2,342単位

(事業対象者・要支援1・2 1月につき・週2回程度の訪問)

ハ 訪問型サービス費III 3,715単位

(事業対象者・要支援2 1月につき・週2回を超える程度の訪問)

訪問型サービス費IV 2,671単位



ト 訪問型サービス費 (短時間サービス) 166単位

(事業対象者・要支援1・2 1回につき 主に身体介護を行う場合 1月につき22回まで算定可能)

チ 初回加算 200単位 (1月につき)

リ 生活機能向上連携加算

(1) 生活機能向上連携加算 (I) 100単位 (1月につき)

(2) 生活機能向上連携加算 (II) 200単位 (1月につき)

ヌ 介護職員処遇改善加算

(1) 介護職員処遇改善加算 (I) + 所定単位 × 137 / 1000

(2) 介護職員処遇改善加算 (II) + 所定単位 × 100 / 1000

(3) 介護職員処遇改善加算 (III) + 所定単位 × 55 / 1000

(4) 介護職員処遇改善加算 (IV) + (3) の 90 / 100

(5) 介護職員処遇改善加算 (V) + (3) の 80 / 100

ル 介護職員等特定処遇改善加算

(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I) + 所定単位 × 63 / 1000

(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (II) + 所定単位 × 42 / 1000

注1 生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月においてイからルを算定しない。

注2 リの算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における生活機能向上連携加算の取扱いに準ずる。

注3 イからトまでについて、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に90 / 100を乗じる。なお、建物の範囲については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における取扱いに準ずる。

注4 イからトまでについて、特別地域加算を算定する場合は、所定単位数に15 / 100を乗じた単位を足す。

注5 イからトまでについて、中山間地域等における小規模事業所加算を算定する場合は、所定単位数に10/100を乗じた単位を足す。

注6 イからトまでについて、中山間地域に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に5/100を乗じた単位を足す。

注7 ヌについて、所定単位数はイからリまでにより算定した単位数の合計。なお、(IV)(V)については、給付において廃止される同時期において廃止する。

注8 ルについて、所定単位数はイからリまでにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していることを要件とする。また、(Ⅰ)の算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算(Ⅰ)または(Ⅱ)を算定していることを要件とする。なお、(Ⅰ)か(Ⅱ)のいずれかかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない

注9 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

2 通所介護事業者の従事者によるサービス費(通所介護従前相当サービス費)イ 通所型サービス費

- (1) 事業対象者・要支援1 1,655単位(1月につき)
- (2) 事業対象者・要支援2 3,393単位(1月につき)

(3) 事業対象者・要支援1 38の単位(1回につき)1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合

(4) 事業対象者・要支援2 391単位(1回につき)1月の中で全部で5回から8回までのサービスを行った場合

ロ 生活機能向上グループ活動加算 100単位(1月につき)

ハ 運動器機能向上加算 225単位(1月につき)

ニ 栄養改善加算 150単位(1月につき)

ホ 口腔機能向上加算 150単位(1月につき)

ヘ 選択的サービス複数実施加算

(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)

① 運動器機能向上及び栄養改善 480単位(1月につき)

② 運動器機能向上及び口腔機能向上 480単位(1月につき)

③ 栄養改善及び口腔機能向上 480単位(1月につき)

(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)

運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 700単位(1月につき)

ト 事業所評価加算 120単位(1月につき)

チ サービス提供体制強化加算

(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ

① 事業対象者・要支援1 72単位(1月につき)

② 事業対象者・要支援2 144単位(1月につき)

(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ

① 事業対象者・要支援1 48単位(1月につき)

② 事業対象者・要支援2 96単位(1月につき)

(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

① 事業対象者・要支援1 24単位(1月につき)

② 事業対象者・要支援2 48単位(1月につき)

リ 生活機能向上連携加算 200単位(1月につき)

※ 運動器機能向上加算を算定している場合には、100単位(1月につき)

ヌ 栄養スクリーニング加算 5単位(1回につき)

※ 6月に1回を限度とする

ル 介護職員処遇改善加算

(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) + 所定単位数×59/1000

(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) + 所定単位数×43/1000

(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) + 所定単位数×23/1000

(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) + (3)の90/100

(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) + (3)の80/100

ヲ 介護職員等特定処遇改善加算

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) + 所定単位数×12/1000

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) + 所定単位数×10/1000

注1 イについて、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注2 イについて、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注3 イについて、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に5/100を乗じた単位を足す。

注4 イについて、若年性認知症利用者受入加算を算定する場合は、所定単位数に1月につき240単位を足す。

注5 イについて、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合は、それぞれ以下のとおり算定する。

イ(1)及び(3) 376単位

イ(2)及び(4) 752単位

注6 ロ、ハにおける機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。

注7 ニの算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における栄養改善加算の取扱に準ずる。

注8 リの算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における生活機能向上連携加算の取扱に準ずる。

注9 スの算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における栄養スクリーニング加算の取扱に準ずる。

注10 ルについて、所定単位はイからヌまでによる算定した単位数の合計。なお、(IV) (V) については、給付においては廃止される同時期において廃止する。

注11 ラについて、所定単位はイからヌまでにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していることを要件とする。また、(Ⅰ)の算定に当たっては、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを算定していることを要件とする。なお、(Ⅰ)か(Ⅱ)のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない

注12 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算及び介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

3 介護予防ケアマネジメント費

イ 介護予防ケアマネジメント費 431単位 (1月につき)

ロ 初回加算 300単位 (1月につき)

ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300単位

注1 介護予防ケアマネジメント費の算定は、要支援1及び要支援2を対象とする。

注2 住所地特例による財政調整においては、1件あたり431単位とする。算定にあたっては、住所地特例対象者の数に431単位をかけた金額の支払い・請求により財政調整を行うものとする。



事務連絡
平成26年4月1日

都道府県
各指定都市
中核市
介護保険担当主管部(局) 御中

厚生労働省老健局振興課
高齢者支援課
老人保健課
総務課介護保険指導室

○参照条文

【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)】

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第29条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2～6(略)

平成26年度介護報酬改定により変更される重要事項説明書の取扱いについて

平素より介護保険の円滑な運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、介護事業所は、介護サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、訪問介護員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書(以下「重要事項説明書」という。)を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならないとされています(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第8条等)。平成26年4月の消費税率の引上げに伴う介護報酬改定によって、介護事業所においては、介護報酬改定により介護保険サービスの利用料等が変更されることから、これに伴い重要事項説明書の変更を要することが想定されます。

重要事項説明書は、内容の変更を行う場合、あらためて説明を行い、同意を得ることが適切と考えられます。しかしながら、今般の介護報酬改定は消費税率引上げに伴う随時・特例的な対応であることを踏まえ、これに伴う重要事項説明書の変更にあたっての利用者又はその家族への説明及び同意については、利用者の保護の観点並びに事業者の事務負担軽減の観点から、各介護事業者の判断により、例えば次のような対応を取ることとも可能と考えられますので、各介護事業所に周知方お願いいたします。

【対応の例】

利用者負担額改定表を紙で配布する等を行った上で、利用者又はその家族へ説明し、理解を得る。その場合、利用者負担額の改定に同意した旨の署名・捺印は必ずしも要しないが、各介護事業所は以上の説明を行った日時・方法・対象者を明確に記録し残しておくこと。



老発 0412 第 8 号

平成 31 年 4 月 12 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

(公印省略)

介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに 事務処理手順及び様式例の提示について

介護職員の処遇改善については、平成 29 年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算（以下「現行加算」という。）の拡充も含め、これまで数次にわたる取組を行ってきたが、「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めることを前提に、介護サービス事業所における勤続年数 10 年以上の介護福祉士について月額平均 8 万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費 1000 億円程度を投じ、処遇改善を行う。」とされ、2019 年 10 月の消費税率引上げに伴う介護報酬改定において対応することとされたところである。

今般、これを受けて、2019 年度の介護報酬改定において、介護職員等特定処遇改善加算（以下「特定加算」という。）を創設することとしたところである。

特定加算の取得については「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 12 年厚生省告示第 19 号）、「指定施設サービス等に要する費用の算定に関する基準」（平成 12 年厚生省告示第 21 号）、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 126 号）、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 127 号）、「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 128 号）及び「厚生労働大臣が定める基準」（平成 27 年厚生労働省告示第 95 号。以下「算定基準」という。）において示しているところであるが、今般、基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例を下記のとおりお示しするので、ご了知の上、貴管内市町村、関係団体、関係機関にその周知をお願いしたい。

なお、本通知は、2019 年 10 月 1 日から適用することとする。

記

1 基本的考え方

現行加算は、平成23年度まで実施されていた介護職員処遇改善交付金(以下「交付金」という。)による賃金改善の効果を継続する観点から、平成24年度に、当該交付金の対象であった介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設され、その後数次にわたり拡充を図ってきたものである。

2019年度の介護報酬改定においては、介護職員の確保・定着につなげていくため、現行加算に加え、特定加算を創設することとし、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、職員の更なる処遇改善を行うとともに、介護職員の更なる処遇改善という趣旨を損なわない程度において、一定程度他の職種の処遇改善も行うことができる柔軟な運用を認めることとしたものである。

なお、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売並びに介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売並びに居宅介護支援及び介護予防支援は算定対象外とする。

2 特定加算の仕組みと賃金改善の実施等

(1) 特定加算の仕組み

特定加算は、サービス別の基本サービス費に現行加算を除く各種加算減算を加えた1月当たりの総単位数にサービス別加算率を乗じた単位数を算定することとし、当該加算は、区分支給限度基準額の算定対象から除外される。サービス別加算率については、別紙1表1を参照すること。

(2) 特定加算の算定額に相当する賃金改善の実施

① 賃金改善の考え方について

介護サービス事業者等は、特定加算の算定額に相当する職員の賃金(基本給、手当、賞与等(退職手当を除く。以下同じ。))を含む。)の改善(以下「賃金改善」という。)を実施しなければならない。

賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうち対象とする賃金項目を特定した上で行うものとする。この場合、6(2)の届出を行う場合を除き、特定した賃金項目を含め、賃金水準(賃金の高さの水準をいう。以下同じ。)を低下させてはならない。また、安定的な処遇改善が重要であることから、基本給による賃金改善が望ましい。

② 賃金改善に係る賃金水準の比較の考え方について

賃金改善は、現行加算による賃金改善と区別し判断する必要があるが、特定加算を取得していない場合の賃金水準と、特定加算を取得し実施される賃金水準との差分を用いて算出する。なお、比較時点において勤務実績のない職員については、当該職員と同職であって、勤続年数等が同等の職員の賃金水準と比較する。

③ 賃金改善に係る留意点

特定加算を取得した介護サービス事業者等は、特定加算の算定額に相当する賃金改善の実施と併せて、算定基準第4号の2イ(5)(以下「介護福祉士の配置要件」という。)、イ(6)(以下「現行加算要件」という。)、イ(7)(以下「職場環境等要件」という。)及びイ(8)以下「見える化要件」という。)を満たす必要がある。

なお、当該取組に要する費用については、算定要件における賃金改善の実施に要する費用に含まれないものであることに留意すること。

(3) 介護職員等特定処遇改善計画書の作成

① 配分対象と配分方法

一 賃金改善の対象となるグループ

a 経験・技能のある介護職員

介護福祉士であって、経験・技能を有する介護職員と認められる者をいう。

具体的には、介護福祉士の資格を有するとともに、所属する法人等における勤続年数10年以上の介護職員を基本としつつ、他の法人における経験や、当該職員の業務や技能等を踏まえ、各事業所の裁量で設定することとする。

b 他の介護職員

経験・技能のある介護職員を除く介護職員をいう。

c その他の職種

介護職員以外の職員をいう。

二 事業所における配分方法

実際に配分するに当たっては、一 a～c それぞれにおける平均賃金改善額等について、以下のとおりとすること。この場合において、二 a～c 内での一人ひとりの賃金改善額は、柔軟な設定が可能であること。

a 経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善に要する費用の見込額が月額平均8万円（賃金改善実施期間における平均とする。以下同じ。）以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること（現に賃金が年額440万円以上の者がいる場合にはこの限りでない）。ただし、以下の場合など例外的に当該賃金改善が困難な場合は合理的な説明を求めることとする。

- ・ 小規模事業所等で加算額全体が少額である場合
- ・ 職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃金を引き上げることが困難な場合
- ・ 8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層・役職やそのための能力・処遇を明確化することが必要になるため、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要する場合

b 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、他の介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。

c 他の介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、その他の職種の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。ただし、その他の職種の平均賃金額が他の介護職員の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

d その他の職種の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと（賃金改善前の賃金がすでに年額440万円を上回る場合には、当該職員は特定加算による賃金改善の対象とならない）。

② 賃金改善計画の記載

特定加算を取得しようとする介護サービス事業者等は、算定基準第4号の2イ(2)に定める介護職員等特定処遇改善計画書を、次の一から五までに掲げる記載事項等について、別紙様式2により作成し、都道府県知事等(当該介護サービス事業所等の指定等権者が都道府県知事である場合は、都道府県知事とし、当該介護サービス事業所等の指定等権者が市町村長(特別区長を含む。以下同じ。)である場合は、市町村長とする。以下同じ。)に届け出ること。

一 特定加算の見込額(別紙様式2の(1)⑤)

「3 特定加算の見込額の計算」により算出された額をいう。

二 賃金改善の見込額(別紙様式2の(1)⑥)

各介護サービス事業者等において賃金改善実施期間における賃金改善に要する見込額(当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。)の総額(aの額からbの額を差し引いた額をいう。)であって、一の額を上回る額をいう。

a 特定加算を取得し実施される賃金の改善見込額を加えた賃金の総額

b 初めて特定加算を取得する月又は初めて特定加算を取得した月の属する年度の前年度の賃金の総額

三 グループごとの平均賃金改善額及び対象人数(別紙様式2の(1)⑦～⑨)

各介護サービス事業者等において賃金改善実施期間における賃金改善に要する見込額のグループごとの平均額(aの額からbの額を差し引いた額をcの人数で除したものをいう。)をいう。

a 特定加算を取得し実施される賃金の改善見込額を加えた賃金の当該グループにおける総額

b 初めて特定加算を取得する月又は初めて特定加算を取得した月の属する年度の前年度の賃金の総額

c 当該グループの対象人数(原則として常勤換算方法による。)

d 「経験・技能のある介護職員」のうち、月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となった者の見込数

e 改善後の賃金が最も高額な者の賃金(見込額)

四 賃金改善実施期間(別紙様式2の(1)⑩)

原則4月(2019年度にあつては10月。年度の途中で加算を取得する場合、当該加算を取得した月)から翌年の3月までの期間をいう。

五 賃金改善を行う賃金項目及び方法(別紙様式2の(1)⑪)

賃金改善を行う賃金項目(増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類(基本給、手当、賞与等)等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額をいい、当該事項について可能な限り具体的に記載すること。なお、「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方については、必ず記載すること。

③ 賃金改善以外の要件に係る記載

特定加算を取得しようとする介護サービス事業者等は、次に掲げる要件に基づく加算の算定要件に応じて、介護職員等特定処遇改善計画書に記載して届け出ること。

(介護福祉士の配置等要件)

サービス提供体制強化加算の最も上位の区分(訪問介護にあっては特定事業所加算 (I) 又は(II)、特定施設入居者生活介護等にあってはサービス提供体制強化加算 (I) イ 又は入居継続支援加算、介護老人福祉施設等にあってはサービス提供体制強化加算 (I) イ 又は日常生活継続支援加算) を算定していること。

(現行加算要件)

現行加算 (I) から (III) までのいずれかを算定していること(特定加算と同時に現行加算にかかる処遇改善計画書の届出を行い、算定される場合を含む。)

(職場環境等要件)

平成 20 年 10 月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善(賃金改善を除く。)の内容を全ての職員に周知していること。この処遇改善については、複数の取組を行っていることとし、別紙 1 表 3 の「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」の区分ごとに 1 以上の取組を行うこと。

(見える化要件)

特定加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していること。具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載すること。

当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。

なお、当該要件については 2020 年度より算定要件とすること。

(特定加算の算定要件)

特定加算を取得するに当たっては、次に掲げる区分に応じて、届け出ること。

イ 特定加算 (I) については、介護福祉士の配置等要件、現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たすこと。

ロ 特定加算 (II) については、現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たすこと。

(4) 複数の介護サービス事業所等を有する介護サービス事業者等の特例

介護職員等特定処遇改善計画書は、法人が複数の介護サービス事業所等を有する場合であって介護サービス事業所等ごとの届出が実態に鑑み適当でない場合は、当該介護サービス事業者等が一括して作成することができる。また、同一の就業規則等により運営されている場合に、地域ごとや介護サービスごとに作成することができる。都道府県等(当該介護サービス事業所等の指定権者が都道府県知事である場合は都道府県とし、市町村長である場合は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)とする。以下同じ。)の圏域を越えて所在する複数の介護サービス事業所等を有する介護サービス事業者等(法人である場合に限る。)についても同様とする。この場合、別紙様式 2 の添付

書類1～3を以下のとおり作成し、別紙様式2に併せて介護職員等特定処遇改善計画書として都道府県知事等に届け出なければならない。

- ・別紙様式2添付書類1：都道府県等の圏域内の、介護職員等特定処遇改善計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業所等の一覧表（指定権者ごとに作成）
- ・別紙様式2添付書類2：各都道府県内の指定権者（当該都道府県を含む。）の一覧表（都道府県ごとに作成）
- ・別紙様式2添付書類3：当該介護職員等特定処遇改善計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業者等に係る都道府県の一覧表

(5) その他

特定加算の目的や、算定基準第4号イ(5)を踏まえ、労働基準法等を遵守すること。

3 特定加算の見込額の計算

介護職員等特定処遇改善計画書における特定加算の算定額の見込額は、次の計算により算出するものとする。

介護報酬総単位数（見込数）×サービス別加算率（別紙1表1）（1単位未満の端数四捨五入）×1単位の単価（算定結果については1円未満の端数切り捨て）

介護報酬総単位数は、サービス別の基本サービス費に各種加算減算（現行加算を除く。）を加えた1月当たりの総単位数とし、算定を受ける年度における介護サービスの提供の見込数により算出する。この場合、過去の実績や事業計画等を勘案し、事業の実態に沿った見込数を用いること。

また、特定加算の見込額は、各サービス別に都道府県等ごとに作成するものとし、複数の介護サービスを提供する介護サービス事業所等（法人である場合に限る。）において、介護職員処遇改善計画書を一括して作成する場合の特定加算の見込額の計算については、別紙1表1に定めるサービス区分及び加算区分ごとに行い、算出された単位（1単位未満の端数切り捨て）を合算すること。

4 実際の介護報酬総額

実際の介護報酬総額は、次の計算による。

実際の介護報酬総単位数×{1+サービス別加算率（別紙1表1）（1単位未満の端数四捨五入）}×1単位の単価（算定結果については1円未満の端数切り捨て）

5 都道府県知事等への届出

特定加算を取得しようとする介護サービス事業者等は、特定加算を取得する年度の前年度の2月末日（2019年度にあつては8月末日）までに、介護サービス事業所等ごとに、当該介護サービス事業所等の所在する都道府県知事等に提出するものとする。

ただし、介護職員等特定処遇改善計画書を一括して作成する場合は、一括して都道府県知事等に届け出ることができる。

また、年度の途中で加算を取得しようとする介護サービス事業者等は、加算を取得しようとする月の前々月の末日までに、都道府県知事等に提出するものとする。

6 都道府県知事等への変更等の届出

(1) 変更の届出

介護サービス事業者等は、加算を取得する際に提出した介護職員等特定処遇改善計画書及び計画書添付書類に変更（次の①から④までのいずれかに該当する場合に限る。）があった場合には、次の①から④までに定める事項を記載した変更の届出を行う。この場合において、届出を行った日の属する月の翌月より、変更後の内容に基づき算定することとする。

- ① 会社法（平成17年法律第86号）の規定による吸収合併、新設合併等により、介護職員等特定処遇改善計画書の作成単位が変更となる場合は、当該事実発生までの賃金改善の実績及び承継後の賃金改善に関する内容
- ② 複数の介護サービス事業所等について一括して申請を行う事業者において、当該申請に係る介護サービス事業所等に増減（新規指定、廃止等の事由による）があった場合は、当該事業所等の介護保険事業所番号、事業所等の名称、サービスの種別
- ③ 就業規則を改正（職員の処遇に関する内容に限る。）した場合は、当該改正の概要
- ④ 介護福祉士の配置等要件に関する適合状況に変更があり、該当する加算の区分に変更が生じる場合は、介護職員等特定処遇改善計画書における賃金改善計画、介護福祉士の配置等要件の変更に係る部分の内容（計画書添付書類の内容に変更があった場合には変更後の計画書添付書類を添付すること。）

なお、喀痰吸引を必要とする利用者の割合についての要件等を満たせないことにより、入居継続支援加算や日常生活継続支援加算を算定できない状況が常態化し、3か月以上継続した場合には、変更の届出を行うこと。

(2) 特別事情届出書

事業の継続を図るために、職員の賃金水準（加算による賃金改善分を除く。以下この6において同じ。）を引き下げた上で賃金改善を行う場合は、別紙様式4の特別な事情に係る届出書（以下「特別事情届出書」という。）により、次の①から④までに定める事項について届け出ること。なお、年度を超えて介護職員の賃金水準を引き下げることとなった場合は、次年度の加算を取得するために必要な届出を行う際に、特別事情届出書を再度提出する必要がある。

また、職員の賃金水準を引き下げた後に①に掲げる状況が改善した場合には、可能な限り速やかに職員の賃金水準を引下げ前の水準に戻すこと。

- ① 特定加算を取得している介護サービス事業所等の法人の収支（介護事業による収支に限る。）について、サービス利用者数の大幅な減少等により経営が悪化し、一定期間にわたって収支が赤字である、資金繰りに支障が生じる等の状況にあることを示す内容
- ② 職員の賃金水準の引下げの内容
- ③ 当該法人の経営及び職員の賃金水準の改善の見込み

- ④ 職員の賃金水準を引き下げることにについて、適切に労使の合意を得ていること等の必要な手続きに関して、労使の合意の時期及び方法等

7 賃金改善の実績報告

加算を取得した介護サービス事業者等は、算定基準第4号の2イ(4)の規定に基づき、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、都道府県知事等に対して、次に掲げる事項を含めた別紙様式3(複数の介護サービス事業所等を有する介護サービス事業者等(法人である場合に限る。))が、介護職員処遇改善計画書を2(4)の特例に基づき届け出た場合は、別紙様式3の添付書類1、添付書類2及び添付書類3のうち、当該介護職員等特定処遇改善計画書の届出の際に提出した添付書類に対応するものを含む。)の介護職員等特定処遇改善実績報告書を提出し、2年間保存することとする。

一 賃金改善実施期間(別紙様式3の②)

二 特定加算の総額(別紙様式3の③)

三 賃金改善所要額(別紙様式3の④)

各介護サービス事業所等において、賃金改善実施期間における賃金改善に要した費用(当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分に充当した場合は、その額を含む。)の総額(aの額からbの額を差し引いた額をいう。)であって、二の額を上回る額を記載する。

a 職員に支給した賃金の総額

b 初めて特定加算を取得する月又は初めて加算を取得した月の属する年度の前年度の賃金の総額

四 グループごとの平均賃金改善額及び対象人数(別紙様式3の⑤~⑧)

各介護サービス事業者等において賃金改善実施期間における賃金改善に要する見込額のグループごとの平均額(aの額からbの額を差し引いた額をcの人数で除したものをいう。)をいう。

a 各グループにおける、職員に支給した賃金の総額

b 初めて特定加算を取得する月又は初めて特定加算を取得した月の属する年度の前年度の賃金の総額

c 当該グループの対象人数(原則として常勤換算方法によるものとする。)

d 「経験・技能のある介護職員」のうち、月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となった者の数(当該者を設定できない場合はその理由)

e 改善後の賃金が最も高額となった者の賃金

五 実施した賃金改善に係る賃金項目及び方法(別紙様式3の⑦)

賃金改善を行う賃金項目(増額若しくは新設した給与の項目の種類(基本給、手当、賞与等)等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善額について、可能な限り具体的に記載すること。「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方については、必ず記載すること。なお、特定加算に当たっては、職員の個々の賃金改善額は柔軟に決められる一方、各グループの平均賃金改善額のルールを設け、実績報告書に記載を求めるものであり、三a及び四の積算の根拠となる詳細な積算資料の提

出は求めないが、都道府県知事等に求められた場合には、提出できるようにしておくこと。

8 加算の停止

都道府県知事等は、特定加算を取得する介護サービス事業者等が(1)又は(2)に該当する場合は、既に支給された特定加算の一部若しくは全部を不正受給として返還させること又は特定加算を取り消すことができる。

なお、複数の介護サービス事業所等を有する介護サービス事業者等（法人である場合に限る。）であって一括して介護職員等特定処遇改善計画を作成している場合、当該介護サービス事業所等の指定権者間において協議し、必要に応じて監査等を連携して実施する。指定権者間の協議に当たっては、都道府県が調整をすることが望ましい。

- (1) 特定加算の算定額に相当する賃金改善が行われていない、賃金水準の引下げを行いつつながら6(2)の特別事情届出書の届出が行われていない等、算定要件を満たさない場合
- (2) 虚偽又は不正の手段により特定加算を受けた場合

9 特定加算の取得要件の周知・確認等について

都道府県等は、特定加算を算定している介護サービス事業所等が加算の取得要件を満たすことについて確認するとともに、適切な運用に努められたい。

(1) 賃金改善方法の周知について

特定加算の届出を行った事業所は、当該事業所における賃金改善を行う方法等について介護職員等特定処遇改善計画書や2(3)②の情報公表等を用いて職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても職員に周知すること。

また、介護職員から特定加算に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員についての賃金改善の内容について、書面を用いるなど分かりやすく回答すること。

(2) 介護職員等特定処遇改善計画書等について

都道府県等が介護サービス事業所等から介護職員処遇改善計画書を受け取る際は「介護職員等特定処遇改善加算の見込額」と「賃金改善の見込額」を、介護職員等特定処遇改善実績報告書を受け取る際は「介護職員等特定処遇改善加算総額」と「賃金改善所要額」を比較し、必ず「賃金改善の見込額」や「賃金改善所要額」が上回っていることを確認すること。

また、グループごとの「介護職員等特定処遇改善加算総額」「賃金改善所要額」についても、同様に確認すること。

10 その他

(1) 加算等の取得促進について

介護サービス事業者等における現行加算の新規取得や、より上位の区分の取得、特定加算の取得に向けた支援を行う「介護職員処遇改善加算の取得促進支援事業」を平成31年度に実施する予定であるので適宜活用されたい。

- (2) 人材確保等支援助成金（介護・保育労働者雇用管理制度助成コース（うち介護事

業主申請分) について

介護労働者が職場に定着し、安心して働き続けるようにするためには、将来を見通せるような賃金体系が明確になっていることが重要であることから、各都道府県労働局において、介護労働者のために賃金制度を整備し、離職率の低下に取り組む介護事業主に対する助成を実施している。加算の取得と併せて、本助成を活用できる場合があることから、介護サービス事業者等が加算を取得しようとする場合には、適宜案内されたい。

また、本助成金を受給するに当たっては、賃金制度の整備前に計画を作成し、管轄都道府県労働局の認定を受ける必要があり、それに関連して、賃金制度の整備等については、(公財)介護労働安定センターによる無料の相談援助が活用できる。そのため本助成金の活用を検討している介護サービス事業者等への助言をお願いする。なお、介護サービス事業者等に対する集団指導の場において、(公財)介護労働安定センターから雇用管理改善に向けた支援策の説明等を行うことも可能であることを申し添える。

※ 人材確保等支援助成金(介護・保育労働者雇用管理制度助成コース)のご案内

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000199292.html>

(3) 通知の今後の改訂について

現行加算については従前どおりの運用がなされているところ、今般、2019年10月からの制度施行に伴い、特定加算の運用等について別途本通知でお示ししたものである。今後、加算の取得にかかる業務簡素化の観点から、現行加算と今般の特定加算の計画書等の届出については、様式の統合等を予定しているので了知されたい。

別紙 1

表1 加算算定対象サービス

サービス区分	サービス提供体制強化加算等の算定状況に応じた加算率	
	特定加算(I)	特定加算(II)
・訪問介護 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6.3%	4.2%
・(介護予防) 訪問入浴介護	2.1%	1.5%
・通所介護 ・地域密着型通所介護	1.2%	1.0%
・(介護予防) 通所リハビリテーション	2.0%	1.7%
・(介護予防) 特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護	1.8%	1.2%
・(介護予防) 認知症対応型通所介護	3.1%	2.4%
・(介護予防) 小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護	1.5%	1.2%
・(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	3.1%	2.3%
・介護福祉施設サービス ・地域密着型介護老人福祉施設 ・(介護予防) 短期入所生活介護	2.7%	2.3%
・介護保健施設サービス ・(介護予防) 短期入所療養介護(老健)	2.1%	1.7%
・介護療養施設サービス ・(介護予防) 短期入所療養介護(病院等(老健以外))	1.5%	1.1%
・介護医療院サービス ・(介護予防) 短期入所療養介護(医療院)	1.5%	1.1%

表2 加算算定非対象サービス

サービス区分	加算率
・(介護予防) 訪問看護 ・(介護予防) 訪問リハビリテーション ・(介護予防) 居宅療養管理指導 ・(介護予防) 福祉用具貸与 ・特定(介護予防) 福祉用具販売 ・居宅介護支援 ・介護予防支援	0%

図1 配分方法のイメージ

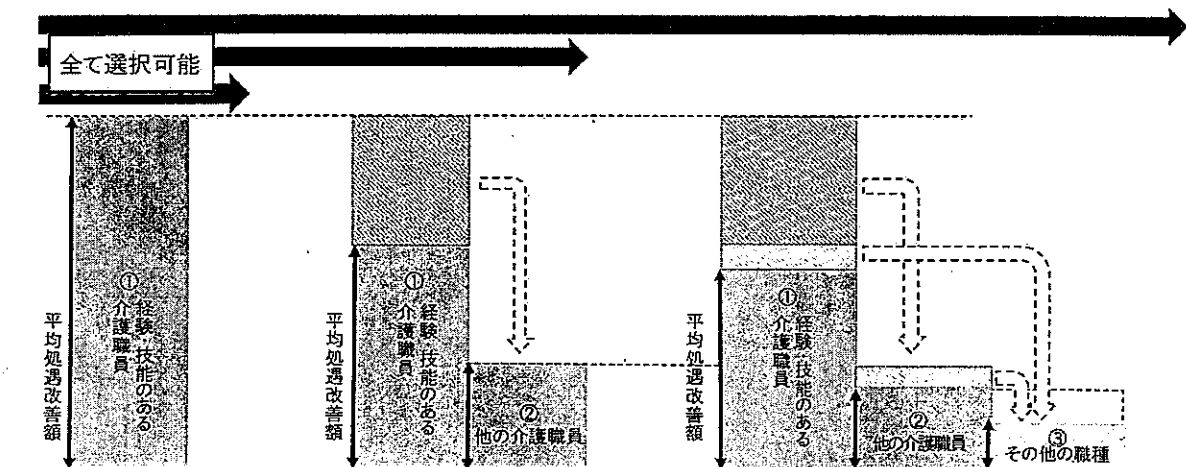


表3 職場環境等要件

<p>資質の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む） ・ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 ・ 小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ・ キャリアパス要件に該当する事項（キャリアパス要件を満たしていない介護事業者に限る） ・ その他
<p>労働環境・ 処遇の改善</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入 ・ 雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実 ・ ICT活用（ケア内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化 ・ 介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入 ・ 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備 ・ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ・ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化 ・ 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備 ・ その他
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化 ・ 中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等） ・ 障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮 ・ 地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上 ・ 非正規職員から正規職員への転換 ・ 職員の増員による業務負担の軽減 ・ その他

介護職員等特定処遇改善計画書(令和 年度届出用)

事業所等情報

介護保険事業所番号
-----------	-------

事業者・開設者	フリガナ 名称		
主たる事務所の所在地	〒	都・道 府・県	
	電話番号	FAX 番号		
事業所等の名称	フリガナ 名称	提供する サービス	
事業所の所在地	〒	都・道 府・県	
	電話番号	FAX 番号		
複数の事業所ごとに一括して提出する場合の一括して提出する事業所数		特定加算(I) ()	事業所	
※この場合、事業所等情報については、「別紙一覧表による」と記載すること。		特定加算(II) ()	事業所	

(1) 賃金改善計画について(本計画に記載された金額については見込みの額であり、申請時以降の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得るものである。)

①	算定する加算の区分	介護職員等特定処遇改善加算 (I II)		
②	現行の処遇改善加算の取得状況	介護職員処遇改善加算 (I II III)		
③	サービス提供体制強化加算等の取得状況 (取得している場合には種別を記入)	取得有 ()	取得無	
④	介護職員等特定処遇改善加算算定対象月	令和 年 月 ~ 令和 年 月		
⑤	令和 年度介護職員等特定処遇改善加算の見込額	円		
⑥	賃金改善の見込額(i-ii)	円		
	i) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	円		
	ii) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額	円		
⑦	経験・技能のある介護職員(①)における平均賃金改善額((iii-iv)/v)	円・人		
	iii) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	円		
	iv) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額	円		
	v) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の人数	人		
	【そのうち、月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者(見込数)】			
⑧	他の介護職員(②)における平均賃金改善額((vi-vii)/viii)	円・人		
	vi) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	円		
	vii) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額	円		
	viii) 当該事業所における他の介護職員の人数	人		
⑨	その他の職種(③)平均賃金改善額((ix-x)/xi)	円・人		
	ix) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	円		
	x) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額	円		
	xi) 当該事業所におけるその他の職種の人数	人		
【そのうち、改善後の賃金が最も高額な者の賃金(見込額)】				
⑩	賃金改善実施期間	令和 年 月 ~ 令和 年 月		
※原則10月~翌年3月までの連続する期間を記入すること。なお、当該期間の月数は加算の対象月数を超えてはならない。				
⑪	賃金改善を行う賃金項目及び方法(賃金改善を行う賃金項目(増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類(基本給、手当、賞与等)等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額について、可能な限り具体的に記載すること。なお①の「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方については必ず記載すること。			

※ ⑥については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。

※ ⑥が⑤を上回らなければならないこと。

※ ⑥ ii) の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乘せする必要があることに留意すること。

※ 複数の介護サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。

- ・添付書類1：都道府県等の圏域内の、当該計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業所等の一覧表（指定権者ごと）
- ・添付書類2：各都道府県内の指定権者（当該都道府県を含む。）の一覧表（都道府県ごと）
- ・添付書類3：計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業者等に係る都道府県の一覧表

(2) 職場環境等要件について

(※) 太枠内に記載すること。

平成20年10月から現在までに実施した事項について必ず全てに○をつけること。複数の取組を行い、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」について、それぞれ1つ以上の取組を行うこと。	
資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む） ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 ・小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ・キャリアパス要件に該当する事項（キャリアパス要件を満たしていない介護事業者に限る） ・その他（ ）
労働環境・ 処遇の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入 ・雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実 ・ICT活用（ケア内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化 ・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入 ・子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備 ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化 ・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備 ・その他（ ）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化 ・中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等） ・障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮 ・地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上 ・非正規職員から正規職員への転換 ・職員の増員による業務負担の軽減 ・その他（ ）

(3) 見える化要件について

(※) 太枠内に記載すること。

実施している周知方法について、○をつけること。2020年度から実施予定である場合には、「予定」に○をつけること。	
ホームページ への掲載	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護サービス情報公表システム」への掲載 / 予定 ・独自のホームページへの掲載 / 予定
その他の方法 による掲示等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示 / 予定 ・その他（ ）

※ 虚偽の記載や、介護職員等特定処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

本計画書については、雇用するすべての職員に対し周知をしたうえで、提出していることを証明いたします。

令和 年 月 日 (法人名)
(代表者名)

印

介護職員等特定処遇改善計画書(指定権者内事業所一覧表)

法人名

都道府県(市町村)名

介護保険事業所番号	事業所の名称	サービス名	介護職員等特定処遇改善加算額(見込額)	賃金改善所要額(見込額)
			円	円
①②③	それぞれの平均賃金改善額(見込額)	①	②	③
		円	円	円
		(人)	(人)	(人)
			円	円
①②③	それぞれの平均賃金改善額(見込額)	①	②	③
		円	円	円
		(人)	(人)	(人)
			円	円
①②③	それぞれの平均賃金改善額(見込額)	①	②	③
		円	円	円
		(人)	(人)	(人)
			円	円
①②③	それぞれの平均賃金改善額(見込額)	①	②	③
		円	円	円
		(人)	(人)	(人)
			円	円
①②③	それぞれの平均賃金改善額(見込額)	①	②	③
		円	円	円
		(人)	(人)	(人)
			円	円
①②③	それぞれの平均賃金改善額(見込額)	①	②	③
		円	円	円
		(人)	(人)	(人)
			円	円
①②③	それぞれの平均賃金改善額(見込額)	①	②	③
		円	円	円
		(人)	(人)	(人)
			円	円
①②③	それぞれの平均賃金改善額(見込額)	①	②	③
		円	円	円
		(人)	(人)	(人)
			円	円
①②③	それぞれの平均賃金改善額(見込額)	①	②	③
		円	円	円
		(人)	(人)	(人)
			円	円
①②③	それぞれの平均賃金改善額(見込額)	①	②	③
		円	円	円
		(人)	(人)	(人)
			円	円
①②③	それぞれの平均賃金改善額(見込額)	①	②	③
		円	円	円
		(人)	(人)	(人)
			円	円
①②③	それぞれの平均賃金改善額(見込額)	①	②	③
		円	円	円
		(人)	(人)	(人)
			円	円
①②③	それぞれの平均賃金改善額(見込額)	①	②	③
		円	円	円
		(人)	(人)	(人)
			円	円
合計	—	—	A 円	B 円

※ 計画書を届け出る指定権者(都道府県又は市区町村)ごとに記載すること。
 ※ A及びBは別紙様式2 添付書類2の当該指定権者における金額と一致しなければならない。

ページ数 / 総ページ数

介護職員等特定処遇改善計画書(届出対象都道府県内一覧表)

法人名	
-----	--

都道府県名

指定権者 (都道府県・市町村)	介護職員等特定処遇改善加算の見込額	賃金改善の見込額	①の平均賃金改善額 (見込額)・人数	②の平均賃金改善額 (見込額)・人数	③の平均賃金改善額 (見込額)・人数
	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
	円	円	円(人)	円(人)	円(人)
合計	C 円	D 円			

※ C及びDは別紙様式2添付書類3の当該指定権者における金額と一致しなければならない。

ページ数 / 総ページ数

介護職員等特定処遇改善計画書(都道府県状況一覧表)

法人名						
都道府県	介護職員等特定処遇改善 加算の見込額	賃金改善の見込額	①の平均賃金改善額 (見込額)・人数	②の平均賃金改善額 (見込額)・人数	③の平均賃金改善額 (見込額)・人数	
北海道	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
青森県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
岩手県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
宮城県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
秋田県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
山形県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
福島県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
茨城県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
栃木県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
群馬県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
埼玉県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
千葉県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
東京都	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
神奈川県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
新潟県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
富山県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
石川県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
福井県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
山梨県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
長野県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
岐阜県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
静岡県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
愛知県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
三重県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
滋賀県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
京都府	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
大阪府	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
兵庫県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
奈良県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
和歌山県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
鳥取県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
島根県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
岡山県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
広島県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
山口県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
徳島県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
香川県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
愛媛県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
高知県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
福岡県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
佐賀県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
長崎県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
熊本県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
大分県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
宮崎県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
鹿児島県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
沖縄県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
全国計	E 円	F 円	—	—	—	

※ FはEを上回らなければならない。

介護職員等特定処遇改善実績報告書(令和 年度)

都道府県知事
市町村長 殿

事業所等情報

介護保険事業所番号
-----------	-------

事業者・開設者	フリガナ 名 称			
主たる事務所の所在地	〒	都・道 府・県		
	電話番号		FAX 番号	
事業所等の名称	フリガナ 名 称		提供する サービス	
事業所の所在地	〒	都・道 府・県		
	電話番号		FAX 番号	
複数の事業所ごとに一括して提出する場合の一括して提出する事業所数 () 事業所 ※この場合、事業所等情報については、「別紙一覧表による」と記載すること。				

① 算定した加算の区分		介護職員等特定処遇改善加算 (I II)	
② 賃金改善実施期間		令和 年 月 ~ 令和 年 月	
③ 令和 年度分特定介護職員処遇改善加算総額		円	
④ 賃金改善所要額 (i - ii)		円	
i) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額		円	
ii) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額		円	
⑤ 経験・技能のある介護職員 (①) における平均賃金改善額 ((iii - iv) / v)		円・ 人	
iii) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額		円	
iv) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額		円	
v) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の人数		人	
【そのうち、月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となった者		人】	
設定できない場合の説明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模事業所等で加算額全体が少額である。 ・ 職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃金を引き上げることが困難である。 ・ 8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層・役職やそのための能力・処遇を明確化することが必要になるため、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要する。 ・ その他 () 		
⑥ 他の介護職員 (②) における平均賃金改善額 ((vi - vii) / viii)		円・ 人	
vi) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額		円	
vii) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額		円	
viii) 当該事業所における他の介護職員の人数		人	
⑦ その他の職種 (③) 平均賃金改善額 ((ix - x) / xi)		円・ 人	
ix) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額		円	
x) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額		円	
xi) 当該事業所におけるその他の職種の人数		人	
【そのうち、改善後の賃金が最も高額となった者の賃金		円】	
⑧	賃金改善を行った賃金項目及び方法(賃金改善を行う賃金項目(賃金改善を行う賃金項目(増額若しくは新設した給与の項目の種類(基本給、手当、賞与等)等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善額について、可能な限り具体的に記載すること。なお①の「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方については必ず記載すること。		

- ※ ④ i) については、求められた場合に積算の根拠となる資料を提出できるようにしておくこと(任意の様式で可。)
- ※ ④については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。
- ※ ④が③を上回らなければならないこと。
- ※ ④ ii) の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乘せする必要があることに留意すること。
- ※ 複数の介護サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。
 - ・添付書類1：都道府県等の圏域内の、当該計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業所等の一覧表(指定権者ごと)
 - ・添付書類2：各都道府県内の指定権者(当該都道府県を含む。)の一覧表(都道府県ごと)
 - ・添付書類3：計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業者等に係る都道府県の一覧表
- ※ 虚偽の記載や、介護職員処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

上記について相違ないことを証明いたします。

令和 年 月 日 (法人名)

(代表者名)

印

介護職員等特定処遇改善実績報告書(指定権者内事業所一覧表)

法人名				
都道府県(市町村)名				
介護保険事業所番号	事業所の名称	サービス名	介護職員等特定処遇改善 加算額	賃金改善所要額
①②③それぞれの平均賃金改善額			円 ()人	円 ()人
①②③それぞれの平均賃金改善額			円 ()人	円 ()人
①②③それぞれの平均賃金改善額			円 ()人	円 ()人
①②③それぞれの平均賃金改善額			円 ()人	円 ()人
①②③それぞれの平均賃金改善額			円 ()人	円 ()人
①②③それぞれの平均賃金改善額			円 ()人	円 ()人
①②③それぞれの平均賃金改善額			円 ()人	円 ()人
①②③それぞれの平均賃金改善額			円 ()人	円 ()人
①②③それぞれの平均賃金改善額			円 ()人	円 ()人
①②③それぞれの平均賃金改善額			円 ()人	円 ()人
①②③それぞれの平均賃金改善額			円 ()人	円 ()人
①②③それぞれの平均賃金改善額			円 ()人	円 ()人
①②③それぞれの平均賃金改善額			円 ()人	円 ()人
①②③それぞれの平均賃金改善額			円 ()人	円 ()人
①②③それぞれの平均賃金改善額			円 ()人	円 ()人
①②③それぞれの平均賃金改善額			円 ()人	円 ()人
①②③それぞれの平均賃金改善額			円 ()人	円 ()人
合計	—	—	A 円	B 円

※ 計画書を届け出る指定権者(都道府県又は市区町村)ごとに記載すること。
 ※ A及びBは別紙様式3添付書類2の当該指定権者における金額と一致しなければならない。

ページ数 / 総ページ数

介護職員等特定処遇改善実績報告書(報告対象都道府県内一覧表)

法人名	
-----	--

都道府県名					
都道府県	介護職員等特定処遇改善 加算の見込額	賃金改善の見込額	①の平均賃金改善額	②の平均賃金改善額	③の平均賃金改善額
北海道	円	円			
青森県	円	円			
岩手県	円	円			
宮城県	円	円			
秋田県	円	円			
山形県	円	円			
福島県	円	円			
茨城県	円	円			
栃木県	円	円			
群馬県	円	円			
埼玉県	円	円			
千葉県	円	円			
東京都	円	円			
神奈川県	円	円			
新潟県	円	円			
富山県	円	円			
石川県	円	円			
福井県	円	円			
山梨県	円	円			
長野県	円	円			
岐阜県	円	円			
静岡県	円	円			
愛知県	円	円			
三重県	円	円			
滋賀県	円	円			
京都府	円	円			
大阪府	円	円			
兵庫県	円	円			
奈良県	円	円			
和歌山県	円	円			
鳥取県	円	円			
島根県	円	円			
岡山県	円	円			
広島県	円	円			
山口県	円	円			
徳島県	円	円			
香川県	円	円			
愛媛県	円	円			
高知県	円	円			
福岡県	円	円			
佐賀県	円	円			
長崎県	円	円			
熊本県	円	円			
大分県	円	円			
宮崎県	円	円			
鹿児島県	円	円			
沖縄県	円	円			
全国計	C 円	D 円			

※ C及びDは別紙様式3添付書類3の当該指定権者における金額と一致しなければならない。

ページ数 / 総ページ数

介護職員等特定処遇改善実績報告書(都道府県状況一覧表)

法人名						
都道府県	介護職員等特定処遇改善 加算額	賃金改善額	①の平均賃金改善額 ・人数	②の平均賃金改善額 ・人数	③の平均賃金改善額 ・人数	
北海道	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
青森県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
岩手県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
宮城県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
秋田県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
山形県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
福島県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
茨城県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
栃木県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
群馬県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
埼玉県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
千葉県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
東京都	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
神奈川県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
新潟県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
富山県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
石川県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
福井県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
山梨県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
長野県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
岐阜県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
静岡県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
愛知県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
三重県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
滋賀県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
京都府	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
大阪府	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
兵庫県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
奈良県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
和歌山県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
鳥取県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
島根県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
岡山県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
広島県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
山口県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
徳島県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
香川県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
愛媛県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
高知県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
福岡県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
佐賀県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
長崎県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
熊本県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
大分県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
宮崎県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
鹿児島県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
沖縄県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
全国計	E 円	F 円	—	—	—	

※ FはEを上回らなければならない。

特別な事情に係る届出書 (令和 年度)

事業所等情報

介護保険事業所番号																				
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

事業者・開設者	フリガナ			
	名称			
事業所等の名称	フリガナ		提供するサービス	
	名称			

1. 事業の継続を図るために、介護職員の賃金水準を引き下げる必要がある状況について

当該事業所を含む当該法人の収支（介護事業に限る。）について、サービス利用者数の大幅な減少などにより経営が悪化し、一定期間にわたり収支が赤字である、資金繰りに支障が生じるなどの状況について記載

※ 当該状況を把握できる書類を提出し、代替することも可。

2. 賃金水準の引下げの内容

3. 経営及び賃金水準の改善の見込み

※ 経営及び賃金水準の改善に係る計画等を提出し、代替することも可。

4. 賃金水準を引き下げることに付いて、適切に労使の合意を得ていること等について

労使の合意の時期及び方法等について記載

令和 年 月 日 (法人名)

(代表者名)

印

事務連絡
平成31年4月12日

都道府県
各指定都市 介護保険主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局老人保健課

「2019年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 1）（平成31年4月12日）」の
送付について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く
御礼申し上げます。

本日「2019年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 1）（平成31年4月12日）」
を送付いたしますので、御了知の上、貴管下市町村や事業所等への周知を徹底
し、その取扱いに当たっては遺漏なきよう、よろしく願い申し上げます。

2019年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1)

(平成31年4月12日)

【介護職員等特定処遇改善加算】

○ 取得要件について

問1 介護職員等特定処遇改善加算は、勤続10年以上の介護福祉士がいなければ取得できないのか。

(答)

介護職員等特定処遇改善加算については、

- ・ 現行の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までを取得していること
- ・ 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- ・ 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

を満たす事業所が取得できることから、勤続10年以上の介護福祉士がいなくても取得可能である。

問2 職場環境等要件について、現行の介護職員処遇改善加算の要件を満たすものとして実施している取組とは別の取組を実施する必要があるのか。

(答)

- ・ 介護職員等特定処遇改善加算における職場環境等要件については、職場環境等の改善が行われることを担保し、一層推進する観点から、複数の取組を行っていることとし、具体的には、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」の区分ごとに一以上の取組を行うことが必要である。
- ・ これまで介護職員処遇改善加算を算定するに当たって実施してきた取組をもってこの要件を満たす場合、介護職員等特定処遇改善加算の取扱いと同様、これまでの取組に加えて新たな取組を行うことまでを求めているものではない。

問3 ホームページ等を通じた見える化については、情報公表制度を活用しないことも可能か。

(答)

事業所において、ホームページを有する場合、そのホームページを活用し、

- ・ 介護職員等特定処遇改善加算の取得状況
- ・ 賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容

を公表することも可能である。

○ 配分対象と配分ルールについて

問4 経験・技能のある介護職員について、勤続10年以上の介護福祉士を基本とし、介護福祉士の資格を有することを要件としつつ、勤続10年の考え方については、事業所の裁量で設定できることとされているが、どのように考えるのか。

(答)

「勤続10年の考え方」については、

- ・ 勤続年数を計算するにあたり、同一法人のみだけでなく、他法人や医療機関等での経験等も通算する
 - ・ すでに事業所内で設けられている能力評価や等級システムを活用するなど、10年以上の勤続年数を有しない者であっても業務や技能等を勘案して対象とする
- など、各事業所の裁量により柔軟に設定可能である。

問5 経験・技能のある介護職員に該当する介護職員がいないこととすることも想定されるのか。その場合、月額8万円の賃金改善となる者又は処遇改善後の賃金が役職者を除く全産業平均賃金(440万円)以上となる者を設定・確保することは必要か。

(答)

- ・ 経験・技能のある介護職員については、勤続年数10年以上の介護福祉士を基本とし、各事業所の裁量において設定することとなり、処遇改善計画書及び実績報告書において、その基準設定の考え方について記載することとしている。
- ・ 今回、公費1000億円程度(事業費2000億円程度)を投じ、経験・技能のある介護職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を行うという介護職員等特定処遇改善加算の趣旨を踏まえ、事業所内で相対的に経験・技能の高い介護職員を「経験・技能のある介護職員」のグループとして設定し、その中で月額8万円の賃金改善となる者等を設定することが基本となる。
- ・ ただし、介護福祉士の資格を有する者がいない場合や、比較的新たに開設した事業所で、研修・実務経験の蓄積等に一定期間を要するなど、介護職員間における経験・技能に明らかな差がない場合などは、この限りでない。なお、このような「経験・技能のある介護職員」のグループを設定しない理由についても、処遇改善計画書及び実績報告書に具体的に記載する必要がある。
- ・ どのような経験・技能があれば「経験・技能のある介護職員」のグループに該当するかについては、労使でよく話し合いの上、事業所ごとに判断することが重要である。

問6 月額8万円の処遇改善を計算するに当たり、現行の介護職員処遇改善加算による改善を含めて計算することは可能か。

(答)

月額8万円の処遇改善の計算に当たっては、介護職員等特定処遇改善加算にもよる賃金改善分で判断するため、現行の介護職員処遇改善加算による賃金改善分とは分けて判断することが必要である。

問7 処遇改善後の賃金が、役職者を除く全産業平均賃金(440万円)以上かを判断するにあたっての賃金に含める範囲はどこまでか。

(答)

「経験・技能のある介護職員」のうち設定することとしている「月額8万円の処遇改善」又は「処遇改善後の賃金が役職者を除く全産業平均賃金(440万円)以上」の処遇改善となる者に係る処遇改善後の賃金額については、手当等を含めて判断することとなる。なお、「月額8万円」の処遇改善については、法定福利費等の増加分も含めて判断し、処遇改善後の賃金「440万円」については、社会保険料等の事業主負担その他の法定福利費等は含まずに判断する。

問8 2019年度は10月から算定可能となるが、経験・技能のある介護職員について、処遇改善後の賃金が、役職者を除く全産業平均賃金(440万円)以上かを判断するにあたり、考慮される点はあるのか。

(答)

処遇改善後の賃金が年額440万円以上となることが原則であるが、介護職員等特定処遇改善加算が10月施行であることを踏まえ、2019年度の算定に当たっては、6月間又はそれ以下の期間の介護職員等特定処遇改善加算を加えても年収440万円以上を満たすことが困難な場合、12月間加算を算定していれば年収440万円以上とすることが見込まれる場合であっても、要件を満たすものとして差し支えない。

問9 その他の職種の440万円の基準を判断するにあたって、賃金に含める範囲はどこまでか。

(答)

その他の職種の440万円の基準については、手当等を含めて判断することとなる。なお、法定福利費等は含めない。

問 10 その他の職種の 440 万円の基準についての非常勤職員の給与の計算はどのように行うのか。

(答)

その他の職種の 440 万円の基準についての非常勤職員の給与の計算に当たっては、常勤換算方法で計算し賃金額を判断することが必要である。

問 11 小規模な事業所で開設したばかりである等、設定することが困難な場合に合理的な説明を求める例として、8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層・役職やそのための能力・処遇を明確化することが必要になるため、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要する場合は挙げられているが、「一定期間」とはどの程度の期間を想定しているのか。

(答)

- ・ 実際に月額8万円の改善又は年収 440 万円となる者を設定するにはこれまで以上に事業所内の階層・役職やそのための能力・処遇を明確化することが必要になるため、時間を要する可能性があるが、規程の整備等については適切にご対応いただきたい。
- ・ 当該地域における賃金水準や経営状況等、それぞれ状況は異なることから、「一定期間」を一律の基準で定めることや計画を定めて一定の期間で改善を求めることは適切でない。

問 12 各グループの対象人数に関して、「原則として常勤換算方法による」とされているが、どのような例外を想定しているのか。

(答)

各グループにおける平均賃金改善額を計算するに当たっては、経験・技能のある介護職員及び他の介護職員については、常勤換算方法による人数の算出を求めている。一方で、その他の職種については、常勤換算方法のほか、実人数による算出も可能であり、各事業所における配分ルールにも影響することも踏まえ、労使でよく話し合いの上、適切に判断されたい。

問 13 平均改善額の計算にあたり、母集団に含めることができる職員の範囲はどこまでか。

(答)

賃金改善を行う職員に加え、賃金改善を行わない職員についても、平均改善額の計算を行うにあたり職員の範囲に含めることとなる。

○ 指定権者への届出について

問 14 実績報告に当たって、積算の根拠となる資料は「求められた場合には、提出できるようにしておく」とあるが、予め提出を求めても差し支えないか。

(答)

- ・ 今後とも見込まれる厳しい介護人材不足の中、国会等でも介護事業所の事務負担・文書量の大幅な削減が強く求められている。
- ・ 過去の経緯等を踏まえ、特定の事業所に個別に添付書類の提出を求めることは差し支えないが、各事業所における賃金改善の方法や考え方については、処遇改善計画書及び実績報告書において記載を求めており、また職員の個々の賃金改善額は柔軟に決められる一方、各グループの平均賃金改善額のルールを設け、実績報告書に記載を求めるものであり、更に詳細な積算資料(各職員の賃金額や改善額のリスト等)の事前提出を一律に求めることは想定していない。

問 15 介護職員等特定処遇改善加算については、法人単位の申請が可能とされているが、法人単位での取扱いが認められる範囲はどこまでか。

(答)

- ・ 法人単位での取扱いについては、
 - ・ 月額8万円の処遇改善となる者又は処遇改善後の賃金が役職者を除く全産業平均賃金(440万円)以上となる者を設定・確保
 - ・ 経験・技能のある介護職員、他の介護職員、その他の職種の設定が可能である。
- ・ また、法人単位で月額8万円の処遇改善となる者等の設定・確保を行う場合、法人で一人ではなく、一括して申請する事業所の数に応じた設定が必要である。なお、事業所の中に、設定することが困難な事業所が含まれる場合は、実態把握に当たりその合理的理由を説明することにより、設定の人数から除くことが可能である。
- ・ なお、取得区分が(Ⅰ)、(Ⅱ)と異なる場合であっても、介護職員等特定処遇改善加算の取得事業所間においては、一括の申請が可能である(未取得事業所や処遇改善加算の非対象サービスの事業所、介護保険制度外の事業所については一括した取扱いは認められない。)

実地指導の実施状況について

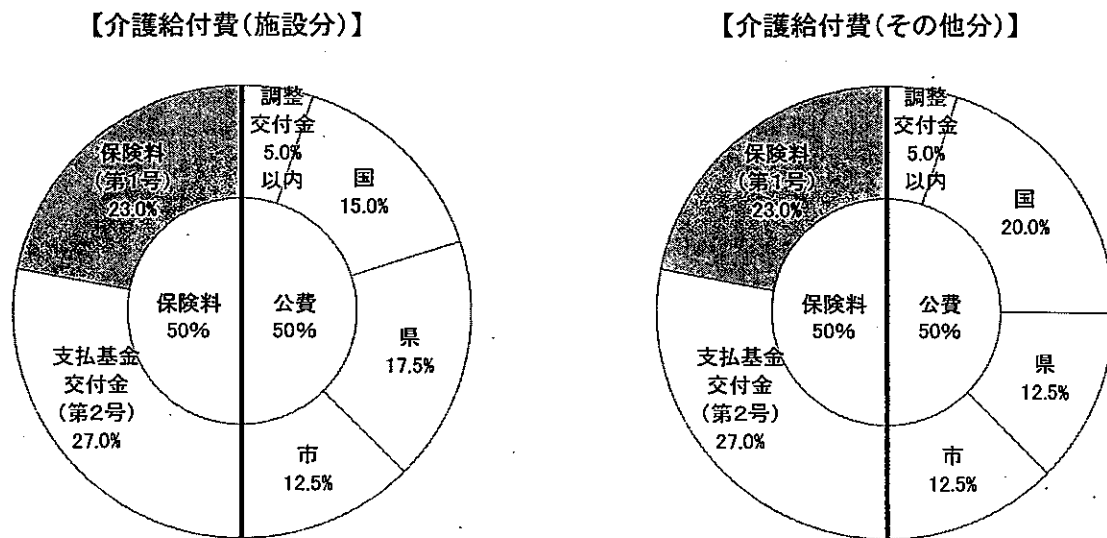
1 指導

指導は、事業者が行うサービスに関する帳簿書類等の内容並びに介護給付等に係る費用の請求等について、法令の適合状況等を把握し、必要な助言・指導等により、サービスの質の確保、利用者及び入所者等の保護、保険給付等の適正化を目的として実施するものです。

事業所において介護保険サービスを提供した場合、その対価として受け取る介護報酬は、利用者負担（原則として1～3割）と、その残りは介護保険料、公費で成り立っており、介護サービスは公的な使命を持つサービスです。

介護サービスの担い手である事業者の皆様におかれましては、介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保のため、介護保険法をはじめとした各種関係法令等の遵守をお願いいたします。

(参考) 介護給付費の財源構成



(1) 集団指導

必要な指導の内容に応じ、事業者等に向けて講習等の方法により行います。

(2) 実地指導

介護保険法第23条の規定に基づき、介護保険施設・事業所を訪問し、実地により、人員、設備、運営及び報酬請求等指導を実施します。

なお、著しい運営基準違反が確認され、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合又は介護報酬請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求と認められる場合は「監査」へ変更となります。

【実地指導の実施方法の流れ】

① 指導通知

市は、実施日約1か月前までに通知を行う。

② 事前提出資料の提出

事業所は、実地指導実施日1～2週間前までに事前資料（別紙自己点検シート参照）を提出する。

③ 実地指導

事業所で対面により書類を確認し、指導を行う。

④ 結果通知

市は、指導内容に基づいて、指導の結果について通知を行う。

⑤ 改善報告

事業所は、結果通知に係る改善状況について結果通知日から30日以内に改善の報告を行う。

※ 高齢者虐待が疑われる等、やむを得ない事情がある場合においてはこの流れに沿わない場合があります。

【実地指導の実施状況】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
夜間対応型訪問介護			
地域密着型通所介護	1		6
認知症対応型通所介護			1
小規模多機能型居宅介護			
認知症対応型共同生活介護	1		1
地域密着型介護老人福祉施設	1		
居宅介護支援事業所			
介護予防支援事業所			

2 監査

監査は、介護給付等対象サービスの内容について、行政上の措置（勧告、命令、指定の取消等）に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は介護報酬の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適正な措置を採ることを目的に行います。

なお、監査は、下記に示す情報等を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認められる場合に行います。

- ① 通報、苦情、相談等に基づく情報
- ② 国民健康保険団体連合会(国保連)、地域包括支援センター等への苦情
- ③ 国保連又は保険者からの通報情報
- ④ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業所等
- ⑤ 実地指導において確認した指定基準違反の情報 等

フェイスシート

サービス種別	居宅介護支援
--------	--------

記入日 令和 年 月 日

■事業所番号、事業所の名称、連絡先等を記載してください。

法人名										
代表者職名・氏名										

事業所番号											
フリガナ											
事業所名											
住所	(〒 -)										
連絡先	電話			FAX							
	メールアドレス										
開設年月日	昭和・平成・令和 年 月 日										
指定年月日	平成・令和 年 月 日										
管理者	職名					氏名					
記載担当者	職名					氏名					

居宅介護支援

根拠条文略称	介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)
①法	介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号)
②則	岩手県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年3月30日岩手県条例第2号)
③条例	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第38号)
④運営基準	指定居宅介護支援等に関する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
⑤平12老企36	

自己点検シート(居宅介護支援)

点検した結果を記載して下さい。

Table with 4 main columns: 点検項目 (Check Item), 確認事項 (Check Points), 確認結果 (Check Results), 確認事項 (Check Points). Includes sections for I Basic Plan and II Personnel Standards.

(注) 事業所にある既存の「利用者実録(前月1月分)」及び「勤務表(前月1月分)」を添付して下さい。なお、勤務表については、次の事項を明記して下さい。①業務を含めた概略②常勤職員③非常勤の別

Table with 4 main columns: 点検項目 (Check Item), 確認事項 (Check Points), 確認結果 (Check Results), 確認事項 (Check Points). Includes section III Operational Standards.

点検項目	確認事項	指摘事項	高度介護		項目	項目	項目	項目	項目										
			適	不適															
9 指定居宅介護支援の基本的取組方針	<p>① 要介護状態の軽度又は重症の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮しているか。</p> <p>② 自ら提供する指定居宅介護支援の質の向上を図っているか。</p> <p>③ 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担わせているか。</p> <p>④ 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>⑤ 居宅サービス計画の作成及び変更に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を目的として、利用者の心身又は家族の状況等に合わせ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしているか。</p> <p>⑥ 居宅サービス計画の作成及び変更に当たっては、利用者の日常生活支援に関する視点から、介護給付等別サービス以外の医療的ケアサービス又は福祉サービス、地域生活による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置づけられるよう努めているか。</p> <p>⑦ 居宅サービス計画の開始に当たっては、当該利用者におけるサービス事業者等に利用サービスの内容、利用料等に関する事項を説明し、その同意を得ているか。</p> <p>⑧ 居宅サービス計画の作成に当たっては、当該利用者におけるサービス事業者等に利用サービスの内容、利用料等に関する事項を説明し、その同意を得ているか。</p> <p>⑨ 解決すべき課題の把握（アセスメント）に当たっては、利用者の意思を尊重し、利用者及びその家族に面談して行っているか。【実施項目】</p> <p>⑩ アセスメントの結果に基づき、解決すべき課題の把握と対応のためのサービス計画の作成に当たっては、利用者及びその家族の意向を尊重し、利用者及びその家族に面談して行っているか。</p>	<p>特別第15条 運営基準第13条</p>	<p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p>	<p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p>	<p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p>	<p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p>	<p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p>	<p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p>	<p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p>	<p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p>									
											10 指定居宅介護支援の具体的な取組方針	<p>要介護状態の軽度又は重症の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮しているか。</p> <p>自ら提供する指定居宅介護支援の質の向上を図っているか。</p> <p>指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担わせているか。</p> <p>指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>居宅サービス計画の作成及び変更に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を目的として、利用者の心身又は家族の状況等に合わせ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしているか。</p> <p>居宅サービス計画の作成及び変更に当たっては、利用者の日常生活支援に関する視点から、介護給付等別サービス以外の医療的ケアサービス又は福祉サービス、地域生活による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置づけられるよう努めているか。</p> <p>居宅サービス計画の開始に当たっては、当該利用者におけるサービス事業者等に利用サービスの内容、利用料等に関する事項を説明し、その同意を得ているか。</p> <p>居宅サービス計画の作成に当たっては、当該利用者におけるサービス事業者等に利用サービスの内容、利用料等に関する事項を説明し、その同意を得ているか。</p> <p>解決すべき課題の把握（アセスメント）に当たっては、利用者の意思を尊重し、利用者及びその家族に面談して行っているか。【実施項目】</p> <p>アセスメントの結果に基づき、解決すべき課題の把握と対応のためのサービス計画の作成に当たっては、利用者及びその家族の意向を尊重し、利用者及びその家族に面談して行っているか。</p>	<p>特別第15条 運営基準第13条</p>	<p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p>	<p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p>	<p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p>	<p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p>	<p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p>	<p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p>

点検項目	確認事項	指摘事項	高度介護		項目	項目	項目	項目	項目									
			適	不適														
10 指定居宅介護支援の具体的な取組方針	<p>① 要介護状態の軽度又は重症の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮しているか。</p> <p>② 自ら提供する指定居宅介護支援の質の向上を図っているか。</p> <p>③ 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担わせているか。</p> <p>④ 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>⑤ 居宅サービス計画の作成及び変更に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を目的として、利用者の心身又は家族の状況等に合わせ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしているか。</p> <p>⑥ 居宅サービス計画の作成及び変更に当たっては、利用者の日常生活支援に関する視点から、介護給付等別サービス以外の医療的ケアサービス又は福祉サービス、地域生活による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置づけられるよう努めているか。</p> <p>⑦ 居宅サービス計画の開始に当たっては、当該利用者におけるサービス事業者等に利用サービスの内容、利用料等に関する事項を説明し、その同意を得ているか。</p> <p>⑧ 居宅サービス計画の作成に当たっては、当該利用者におけるサービス事業者等に利用サービスの内容、利用料等に関する事項を説明し、その同意を得ているか。</p> <p>解決すべき課題の把握（アセスメント）に当たっては、利用者の意思を尊重し、利用者及びその家族に面談して行っているか。【実施項目】</p> <p>アセスメントの結果に基づき、解決すべき課題の把握と対応のためのサービス計画の作成に当たっては、利用者及びその家族の意向を尊重し、利用者及びその家族に面談して行っているか。</p>	<p>特別第15条 運営基準第13条</p>	<p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p>	<p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p>	<p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p>	<p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p>	<p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p>	<p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p>	<p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p>									
										10 指定居宅介護支援の具体的な取組方針	<p>要介護状態の軽度又は重症の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮しているか。</p> <p>自ら提供する指定居宅介護支援の質の向上を図っているか。</p> <p>指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担わせているか。</p> <p>指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>居宅サービス計画の作成及び変更に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を目的として、利用者の心身又は家族の状況等に合わせ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしているか。</p> <p>居宅サービス計画の作成及び変更に当たっては、利用者の日常生活支援に関する視点から、介護給付等別サービス以外の医療的ケアサービス又は福祉サービス、地域生活による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置づけられるよう努めているか。</p> <p>居宅サービス計画の開始に当たっては、当該利用者におけるサービス事業者等に利用サービスの内容、利用料等に関する事項を説明し、その同意を得ているか。</p> <p>居宅サービス計画の作成に当たっては、当該利用者におけるサービス事業者等に利用サービスの内容、利用料等に関する事項を説明し、その同意を得ているか。</p> <p>解決すべき課題の把握（アセスメント）に当たっては、利用者の意思を尊重し、利用者及びその家族に面談して行っているか。【実施項目】</p> <p>アセスメントの結果に基づき、解決すべき課題の把握と対応のためのサービス計画の作成に当たっては、利用者及びその家族の意向を尊重し、利用者及びその家族に面談して行っているか。</p>	<p>特別第15条 運営基準第13条</p>	<p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p>	<p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p>	<p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p>	<p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p>	<p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p>	<p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>〇</p>

点検項目	確認事項	指図書文	点検結果 適 不適	確認書類等
21 広告	(1) 関係または誇大な広告をしていませんか。 (2) 事業者及び管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、介護支援専門員に対して特定居宅サービス事業者等によるサービス提供の位置付けを指示していませんか。 (3) 事業者及び管理者は、介護支援専門員に居宅介護支援事業の加盟を促すために、解決すべき課題に即さない居宅サービス提供を指示していませんか。 (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定居宅サービス事業者等によるサービス提供の位置付けを指示していませんか。 (5) 事業者並びに事業者及び管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定居宅サービス事業者等によるサービス提供の位置付けを指示していませんか。 (6) 事業者及び管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定居宅サービス事業者等によるサービス提供の位置付けを指示していませんか。	条例第24条 運営基準第24条	<input type="checkbox"/>	パンフレット等 ・ポスター等 ・広告
22 居宅サービス事業者等からの利益収取の禁止等	(1) 利用費及びその家族からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応していませんか。 (2) 苦情相談窓口の設置 : 有・無 苦情相談担当者 : 有・無 (3) 苦情相談等の内容を記録・保存していますか。 (4) 苦情がサービス提供の質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ると、苦情の内容を整理し、サービス提供の質の向上に向けた取組を自ら行っていますか。 (5) 自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは調査に応じていますか。 (6) 自ら居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに對しては、苦情の内容を市町村に報告していませんか。 (7) 利用者からの苦情に関する市町村又は関係機関が対応するに際し、市町村又は関係機関から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 (8) 市町村又は関係機関からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告していませんか。 (9) 事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。また、事故の状況や処置について記録していませんか。発生し、死亡した場合には、あらかじめ対応方法や記録採択等を準備していませんか。 (10) 賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を逸中かに行なっていますか。 (11) 損害賠償保険への加入 : 有・無 一事故事例の有無 : 有・無	条例第25条 運営基準第25条	<input type="checkbox"/>	業務マニュアル ・就業規則 ・重要事項説明書
23 苦情処理	(1) 苦情がサービス提供の質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ると、苦情の内容を整理し、サービス提供の質の向上に向けた取組を自ら行っていますか。 (2) 苦情相談等の内容を記録・保存していますか。 (3) 苦情がサービス提供の質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ると、苦情の内容を整理し、サービス提供の質の向上に向けた取組を自ら行っていますか。 (4) 自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは調査に応じていますか。 (5) 自ら居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに對しては、苦情の内容を市町村に報告していませんか。 (6) 利用者からの苦情に関する市町村又は関係機関が対応するに際し、市町村又は関係機関から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 (7) 市町村又は関係機関からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告していませんか。 (8) 事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。また、事故の状況や処置について記録していませんか。発生し、死亡した場合には、あらかじめ対応方法や記録採択等を準備していませんか。 (9) 賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を逸中かに行なっていますか。 (10) 損害賠償保険への加入 : 有・無 一事故事例の有無 : 有・無	条例第26条 運営基準第26条	<input type="checkbox"/>	苦情処理 ・苦情対応マニュアル ・利用者に対する個別の記録 ・苦情に対する対応記録 ・指導等に関する記録
24 事故発生時の対応	(1) 賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を逸中かに行なっていますか。 (2) 損害賠償保険への加入 : 有・無 一事故事例の有無 : 有・無	条例第27条 運営基準第27条	<input type="checkbox"/>	事故対応マニュアル ・事故に関する記録 ・事故発生報告書
25 会計の区分	(1) 事業ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援事業の会計とその他の事業の会計を区分していませんか。 (2) 従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整理していませんか。 (3) 利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する以上の記録を整理していませんか。 (4) サービス事業者等との間接関係の記録 介護支援計画 ・居宅サービス計画 ・アセスメントの結果の記録 ・サービス担当者会議の記録 ・モニタリングの記録 (5) 利用者の苦情に関する市町村への通知に係る記録 (6) 苦情の内容及び苦情に際して採った処置についての記録 (7) ①②③④の書類について、その完成の日から5年間保存していませんか。 ※ただし、平成30年3月31日以前に完成された書類については、2年間保存。	条例第30条 運営基準第28条	<input type="checkbox"/>	・全社関係書類
26 記録の整備	(1) 従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整理していませんか。 (2) 利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する以上の記録を整理していませんか。 (3) サービス事業者等との間接関係の記録 介護支援計画 ・居宅サービス計画 ・アセスメントの結果の記録 ・サービス担当者会議の記録 ・モニタリングの記録 (4) 利用者の苦情に関する市町村への通知に係る記録 (5) 苦情の内容及び苦情に際して採った処置についての記録 (6) ①②③④の書類について、その完成の日から5年間保存していませんか。 ※ただし、平成30年3月31日以前に完成された書類については、2年間保存。	条例第31条 運営基準第29条	<input type="checkbox"/>	・居宅サービス計画書 ・居宅介護支援経路 (7) サービス担当者会議の記録 ・サービス担当者会議の通知に係る記録 ・苦情に関する記録 ・事故に関する記録
V 変更の届出等				
1 変更の届出	(1) 事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他の施設を定める事項に変更があったとき、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出ているか。 ①事業所の名称及び所在地 ②事業者の名称及び主たる業務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③事業者の登記簿記載事項又は条約等 ④事業所の管理運営の氏名、生年月日、住所及び職名 ⑤事業所の登記簿記載事項 ⑥事業所の管理運営の氏名及びその登録番号	法第133条	<input type="checkbox"/>	・届出書類の控え

201 居宅介護支援費

点検項目	点検事項	点検結果	
運営基準減算 (50/100)	指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、		
	・利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができることについて、文書を交付して説明を行う	<input type="checkbox"/>	未実施
	・利用者は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求められることができることについて、文書を交付して説明を行う	<input type="checkbox"/>	未実施
	居宅サービス計画の新規作成及びその変更にあたって、事業所の介護支援専門員が利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接の実施	<input type="checkbox"/>	未実施
	サービス担当者会議の開催		
	・居宅サービス計画を新規に作成した場合及び変更した場合	<input type="checkbox"/>	未開催
	・要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合	<input type="checkbox"/>	未開催
	・要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合	<input type="checkbox"/>	未開催
	居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付	<input type="checkbox"/>	未交付
	モニタリングにあたって、1月に利用者の居宅を訪問し、利用者に面接の実施（特段の事情がない限り）	<input type="checkbox"/>	未実施
	モニタリングの結果の記録	<input type="checkbox"/>	1ヶ月以上未実施
運営基準減算が2ヶ月以上継続していない	<input type="checkbox"/>	該当	
特別地域加算	厚生労働大臣の定める地域	<input type="checkbox"/>	該当

(自己点検シート)

201 居宅介護支援費(1/7)

点検項目	点検事項	点検結果	
特定事業所集中減算	①～⑤に掲げる事項を記載した書類を作成及び保存		
	①判定期間における居宅サービス計画の総数	<input type="checkbox"/>	作成及び保存
	②訪問介護サービス等それぞれが位置づけられた居宅サービス計画数	<input type="checkbox"/>	作成及び保存
	③訪問介護サービス等それぞれの紹介率最高法人が位置づけられた居宅サービス計画数並びに紹介率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名	<input type="checkbox"/>	作成及び保存
	④算定方法で計算した割合	<input type="checkbox"/>	作成及び保存
	⑤算定方法で計算した割合が80%を超えている場合であって正当な理由がある場合においては、その正当な理由	<input type="checkbox"/>	作成及び保存
	前6月間に作成した居宅サービス計画に位置づけられた訪問介護サービス等各々の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合	<input type="checkbox"/>	80/100を超えている
入院時情報連携加算(Ⅰ)	入院してから3日以内に、医療機関の職員に対して情報提供	<input type="checkbox"/>	あり
	同月に入院時情報連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)の算定	<input type="checkbox"/>	なし
	入院時情報連携加算(Ⅱ)	<input type="checkbox"/>	算定されていない
入院時情報連携加算(Ⅱ)	入院してから4日以上7日以内に、医療機関の職員に対して情報提供	<input type="checkbox"/>	あり
	同月に入院時情報連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)の算定	<input type="checkbox"/>	なし
	入院時情報連携加算(Ⅰ)	<input type="checkbox"/>	算定されていない
初回加算	新規に居宅サービス計画を作成	<input type="checkbox"/>	該当
	要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成	<input type="checkbox"/>	該当
	要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成	<input type="checkbox"/>	該当

(自己点検シート)

201 居宅介護支援費(2/7)

点検項目	点検事項	点検結果	
退院・退所加算	退院・退所にあたって、病院・施設の職員と面接を行って退院後7日以内に利用者に関する情報の提供を受け、居宅サービス計画を作成、居宅サービス・地域密着型サービスの利用に関する調整	<input type="checkbox"/>	該当
	初回加算	<input type="checkbox"/>	算定されていない
(Ⅰ)イ	病院等の職員から情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けている	<input type="checkbox"/>	該当
(Ⅰ)ロ	病院等の職員から情報の提供をカンファレンスにより1回受けている	<input type="checkbox"/>	該当
(Ⅱ)イ	病院等の職員から情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回受けている	<input type="checkbox"/>	該当
(Ⅱ)ロ	病院等の職員から情報の提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスによる	<input type="checkbox"/>	該当
(Ⅲ)	病院等の職員から情報の提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによる	<input type="checkbox"/>	該当
	カンファレンスに参加した場合は、カンファレンスの日時、開催場所、出席者、内容の要点等について居宅サービス計画等に記録し、利用者又は家族に提供した文書の写しを添付	<input type="checkbox"/>	該当
小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	利用者が小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、介護支援専門員が小規模多機能型居宅介護事業所に出向き、利用者の居宅サービスの利用状況等の情報提供を行い、当該事業所の居宅サービス計画の作成に協力	<input type="checkbox"/>	該当
	利用開始日前6月以内に小規模多機能型居宅介護事業所連携加算の算定	<input type="checkbox"/>	なし
看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	利用者が指定看護小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、介護支援専門員が看護小規模多機能型居宅介護事業所に出向き、利用者の居宅サービスの利用状況等の情報提供を行い、当該事業所の居宅サービス計画の作成に協力	<input type="checkbox"/>	該当
	利用開始日前6月以内に看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算の算定	<input type="checkbox"/>	なし

(自己点検シート)

201 居宅介護支援費(3/7)

点検項目	点検事項	点検結果	
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅への訪問、カンファレンス及び必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整	<input type="checkbox"/>	実施
	月の算定回数	<input type="checkbox"/>	2回以下
	カンファレンスの実施日(指導した日が異なる場合は指導日もあわせて)、カンファレンスに参加した医療関係職種等の氏名及びそのカンファレンスの要点についての居宅サービス計画等への記載	<input type="checkbox"/>	あり
ターミナルケアマネジメント加算	24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制	<input type="checkbox"/>	あり
	利用者又は家族の同意を得て、その死亡日及び死亡日14日以内に居宅を訪問	<input type="checkbox"/>	2日以上
	ターミナルケアマネジメントを受けることについて利用者又は家族が同意した時点以降、①、②に掲げる項目を支援経過として居宅サービス計画等に記録	<input type="checkbox"/>	あり
	①終末期の利用者の心身又は家族の状況の変化や環境の変化及びこれらに対して居宅介護支援事業者が行った支援についての記録	<input type="checkbox"/>	あり
	②利用者への支援にあたり、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等と行った連絡調整に関する記録	<input type="checkbox"/>	あり
	上記記録の主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者への提供	<input type="checkbox"/>	あり
他の指定居宅介護支援事業所で当該加算の算定の有無	<input type="checkbox"/>	なし	
中山間地域等における小規模事業所加算	厚生労働大臣の定める地域、厚生労働大臣が定める施設基準	<input type="checkbox"/>	該当
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣の定める地域	<input type="checkbox"/>	該当

(自己点検シート)

201 居宅介護支援費(4/7)

点検項目	点検事項	点検結果	
特定事業所加算（Ⅰ）	常勤かつ専従の主任介護支援専門員 2名以上	<input type="checkbox"/>	配置
	常勤かつ専従の介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く）3名以上	<input type="checkbox"/>	配置
	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催	<input type="checkbox"/>	開催
	24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制	<input type="checkbox"/>	確保
	算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護3、要介護4及び要介護5である者の割合	<input type="checkbox"/>	4割以上
	計画的な研修（個別具体的な研修計画の作成（毎年度）及び実施）	<input type="checkbox"/>	実施
	地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供	<input type="checkbox"/>	提供
	地域包括支援センター等が実施する事例検討会等	<input type="checkbox"/>	参加
	運営基準減算又は特定事業所集中減算	<input type="checkbox"/>	未適用
	介護支援専門員1人当たりの利用者数	<input type="checkbox"/>	40名未満
	法定研修等に協力又は協力体制の確保	<input type="checkbox"/>	確保
	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同での事例検討会等	<input type="checkbox"/>	実施

(自己点検シート)

201 居宅介護支援費(5/7)

点検項目	点検事項	点検結果	
特定事業所加算（Ⅱ）	常勤かつ専従の主任介護支援専門員	<input type="checkbox"/>	配置
	常勤かつ専従の介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く）3名以上	<input type="checkbox"/>	配置
	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催	<input type="checkbox"/>	開催
	24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制	<input type="checkbox"/>	確保
	計画的な研修（個別具体的な研修計画の作成（毎年度）及び実施）	<input type="checkbox"/>	実施
	地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供	<input type="checkbox"/>	提供
	地域包括支援センター等が実施する事例検討会等	<input type="checkbox"/>	参加
	運営基準減算又は特定事業所集中減算	<input type="checkbox"/>	未適用
	介護支援専門員1人当たりの利用者数	<input type="checkbox"/>	40名未満
	法定研修等に協力又は協力体制の確保	<input type="checkbox"/>	確保
	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同での事例検討会等	<input type="checkbox"/>	実施

(自己点検シート)

201 居宅介護支援費(6/7)

点検項目	点検事項	点検結果	
特定事業所加算(Ⅲ)	常勤かつ専従の主任介護支援専門員	<input type="checkbox"/>	配置
	常勤かつ専従の介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く)2名以上	<input type="checkbox"/>	配置
	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に関催	<input type="checkbox"/>	開催
	24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制	<input type="checkbox"/>	確保
	計画的な研修(個別具体的な研修計画の作成(毎年度)及び実施)	<input type="checkbox"/>	実施
	地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供	<input type="checkbox"/>	提供
	地域包括支援センター等が実施する事例検討会等	<input type="checkbox"/>	参加
	運営基準減算又は特定事業所業中減算	<input type="checkbox"/>	未適用
	介護支援専門員1人当たりの利用者数	<input type="checkbox"/>	40名未満
	法定研修等に協力又は協力体制の確保	<input type="checkbox"/>	確保
	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同での事例検討会等	<input type="checkbox"/>	実施
特定事業所加算(Ⅳ)	前々年度の3月から前年度の2月までの間における退院・退所加算の算定に係る病院等との連携の回数の合計	<input type="checkbox"/>	35回以上
	前々年度の3月から前年度の2月までの間におけるターミナルケアマネジメント加算の算定数	<input type="checkbox"/>	5回以上
	特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)の算定	<input type="checkbox"/>	あり

(自己点検シート)

201 居宅介護支援費(7/7)

実地指導等の指摘事項等について

実地指導等において、文書又は口頭指導等を行った内容について例示します。今後の事業所運営において参考としてください。

(※) 参考欄のサービス事業名については、便宜上記載（法律等の規定の順序で、一番初めに規定がされているサービス等）しているものであり、当該サービス事業の事業所に指導があったことで記載をしたものではありませんので、ご容赦ください。

サービスの種類	項目	指摘内容	参考
共通	運営規程	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程で定めている内容と重要事項説明書に記載されている内容が一致していない。 ・運営規程に利用者負担割合の3割負担の費用の額が規定されていない。 ・記載されている介護保険法等の根拠条項に誤りがある。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・記載されている従業者の員数が、実態と異なっている。 	<p>「利用料」としては、法定代理受領サービスである指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用料（1割負担、2割負担又は3割負担）及び法定代理受領サービスでない指定定期巡回・随時対応型訪問介護の利用料を、「その他の費用の額」としては、基準第3条の19 第3項により徴収が認められている交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものであること（以下、他のサービス種類についても同趣旨）。（解釈通知）</p> <p>運営規程に記載されている員数が事業所の基本的な職員体制であれば（職員の退職等により、運営規程の員数とは乖離があるが職員の募集はしている状況等）、運営規程の変更は必要ありませんが、員数が実態と異なる状態が常態化している場合は、運営規程の変更を検討していただきたい。（君津市方針）</p> <p>「その他の日常生活費」の対象となる便宜及びその額は、当該事業者又は施設の運営規程において定められなければならないが、また、サービスの選択に資すると認められる重要事項として、施設の見やすい場所に掲示されなければならないこと。ただし、「その他の日常生活費」の額については、その都度変動する性質のものである場合には、「実費」という形の定め方が許されるものであること。（老企第54号）</p>

通所系・居住系・施設系	非常災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害時に関する具体的計画が立てられていない。 ・非常災害時の関係機関への通報及び連携体制が整備されていない。 ・運営規程で規定されている非常災害対策（防災訓練）が、規定の回数どおり実施されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。（規則第54条の14等） ・基準第32条は、指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならないこととしたものである。関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえらるるような体制作りを求めたこととしたものである。（解釈通知）
共通	掲示	運営規程や従業者の勤務の体制が掲示されていない。	<ul style="list-style-type: none"> 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。（規則第31条等）
共通	運営推進会議等	<ul style="list-style-type: none"> ・運営推進会議が基準上求められている回数開催されていない。 ・運営推進会議の記録は作成されているが、公表がされていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 1回/6月：地密通所、認知通所、1回/2月：小多機、認知共同、地密特定、地密介福、看多機 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。（規則第54条の16第2項等）
共通	記録の整備（保存年限）	運営規程（重要事項説明書、契約書）において、サービス提供に関する書類の保存期間がその完結の日から「2年間」とされていた。	<ul style="list-style-type: none"> 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。（規則第39条第2項等）

<p>地密通所 認知通所</p>	<p>通所介護計画 の作成</p>	<p>・通所介護計画の目標の達成状況が記録されていない。 ・達成状況や評価について、利用者又は家族への説明がされていない。 計画書に対する利用者の同意が、サービス提供開始日以降にされていた。</p>	<p>・<u>地域密着型通所介護従業者</u>は、それぞれの利用者について、<u>地域密着型通所介護計画</u>に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。 ・目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。(解釈通知) ・<u>指定地域密着型通所介護事業所</u>の管理者は、<u>地域密着型通所介護計画</u>の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 ・<u>指定地域密着型通所介護事業所</u>の管理者は、<u>地域密着型通所介護計画</u>を作成した際には、<u>当該地域密着型通所介護計画</u>を利用者に交付しなければならぬ。(規則第54条の9等)</p>
<p>地密通所 (報酬)</p>	<p>個別機能訓練 加算(Ⅱ)</p>	<p>・個別機能訓練加算(Ⅱ)について、身体機能の向上のみを目標とした個別機能訓練計画が確認された。本加算に係る機能訓練については、身体機能そのものの回復を主たる目的とする訓練ではなく、利用者のADL、IADLの状況を把握し、日常生活における生活機能の維持・向上に関する具体的な目標(例：1人で入浴が出来るようになりたい等)を設定のうえ、当該目標を達成するため実践的かつ反復的な訓練を中心的に行うことが想定されているため、加算の算定要件等を再確認、自主点検をされたい。</p>	<p>・個別機能訓練加算(Ⅱ)は、専従の機能訓練指導員を配置し、利用者が居室や住み慣れた地域において可能な限り自立して暮らし続けることができるよう、身体機能の向上を目的として実施するのではなく、<u>①体の働きや精神の働きである「心身機能」、②ADL・家事・職業能力や屋外歩行といった生活行為全般である「活動」、③家庭や社会生活で役割を果たすことである「参加」といった生活機能の維持・向上を図るため、機能訓練指導員が訓練を利用者に対して直接実施するものである。</u>(通所介護及び短期入所生活介護における個別機能訓練加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について(平成27年3月27日付)者振発第0327第2号厚生労働省老健局振興課長通知) ・※参考：介護保険最新情報 vol.273「平成24年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.2)(平成24年3月30日)」の送付について</p>
<p>地密通所 (報酬)</p>	<p>サービス提供 体制強化加算</p>	<p>・サービス提供体制強化加算については、職員の割合の前年度(3月を除く)の平均により、翌年度の算定の可否の判断をすることと</p>	<p>・職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く)の平均を用いることとする。ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む)</p>

		なるが、年度ごとに職員の割合の算出がされ ていなかった。	む。) については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法 により算出した平均を用いることとする。(※ただし書きの場合にあつ ては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、 毎月継続的に所定の割合を維持し、状況を記録しなければならぬ。)
--	--	---------------------------------	---

○その他助言事項（法令又は通知等の違反はないが、今後の運営等にあたり改善・検討が望ましいものとして指摘をしたもの。）

- ・介護報酬改定による利用者負担額等について変更がある場合は、変更内容が分かる書面等により、利用者若しくはその家族に説明のうえ、同意を得ることが必要であるが、トラブル防止の観点から同意を得た記録を残すのが望ましい。
- ・（介護職員処遇改善加算未算定事業所に対して）介護人材の確保、定着等の観点から加算の取得を検討願いたい。

-表中の略称について-

【規則】 君津市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則(平成25年君津市規則第4号)

【解釈通知】 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成18年3月31日老計発第0331004・老振発第0331004号・老老発第0331017号厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知)

【老企第54号】 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成12年3月30日付厚生省老人保健福祉局企画課長通知)



老振発第 0327 第 2 号
平成 27 年 3 月 27 日

都道府県 京都府
指定都市 京都市
各 介護保険主管部(局)長 殿
中核市

厚生労働省老健局長振興課長
(公 印 省 略)

通所介護及び短期入所生活介護における個別機能訓練加算に関する
事務処理手順例及び様式例の提示について

通所介護における個別機能訓練加算を算定する利用者については、住み慣れた地域での在宅生活を継続することができ、生活機能の維持又は向上を目指し機能訓練を実施することが求められる。

個別機能訓練加算の算定要件については、より効果的に機能訓練を実施する観点から、平成 27 年度介護報酬改定において、利用者の居室を訪問した上で利用者の居室での生活状況を確認することを新たに加算の要件に加えたところであり、この算定要件については、別に通知する「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービスの算定に関する基準の算定に係る部分)及び指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の算定に係る部分)及び指定居宅サービスに要する費用の額の算定に係る部分)及び指定施設サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に関する費用の額の算定に関する基準の算定に係る部分)及び指定施設サービス等に関する費用の額の算定に係る部分)において示しているところであるが、今般、あらためて、個別機能訓練加算の目的、趣旨の徹底を図るとともに、加算の実行性を担保するため、個別機能訓練加算の事務処理手順例及び様式例を下記のとおりお示しするので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関にその周知を図られたい。

記

- 1 通所介護における個別機能訓練加算の目的、趣旨等について
 - (1) 個別機能訓練加算(Ⅰ)について

個別機能訓練加算(Ⅰ)は、常勤専従の機能訓練指導員を配置し、利用者の自立の支援と日常生活の充実を旨とするよう複数メニューから選択できるプログラムの実施が求められ、座る・立つ・歩く等ができるようになるといった身体機能の向上を目指すことを中心に行われるものである。

(2) 個別機能訓練加算(Ⅱ)について

- ア 個別機能訓練加算(Ⅱ)は、専従の機能訓練指導員を配置し、利用者が居宅や住み慣れた地域において可能な限り自立して暮らし続けることができるよう、身体機能の向上を目的として実施するのではなく、①体の働きや精神の働きである「心身機能」、②ADL・家事・職業能力や屋外歩行といった生活行為全般である「活動」、③家庭や社会生活で役割を果たすことである「参加」といった生活機能の維持・向上を図るために、機能訓練指導員が訓練を利用者に対して直接実施するものである。イ 生活機能の維持・向上のための訓練を効果的に実施するためには、実践的な訓練を反復して行うことが中心となるため、身体機能を向上することを目的とした機能訓練とは異なるものである。実際の生活上の様々な行為を構成する実践的な行動そのものや、それを模した行動を反復して行うことにより、段階的に目標の行動ができるようになることを目指すこととなることから、事業所内であれば実践的訓練に必要な浴室設備、調理設備・備品等を備えるなど、事業所内外の実地的な環境下で訓練を行うことが望ましい。

従って、例えば、単に「関節可動域訓練」「筋力増強訓練」といった身体機能向上を中心とした目標ではなく、「週に1回、囲碁教室に行く」といった具体的な生活上の行為の達成が目標となる。また、居室における生活行為(トイレに行く、自宅の風呂に一人で入る、料理を作る、掃除・洗濯をする等)、地域における社会的関係の維持に関する行為(商店街に買い物に行く、孫とメールの交換をする、インターネットで手続きをする等)も目標となり得るものである。

(3) 個別機能訓練加算(Ⅰ)と個別機能訓練加算(Ⅱ)の関係性

個別機能訓練加算(Ⅰ)については、身体機能の向上を目指すことを中心として行われるものであるが、個別機能訓練加算(Ⅰ)のみを算定する場合であっても、並行して生活機能の向上を目的とした訓練を実施することを妨げるものではない。

なお、個別機能訓練加算(Ⅰ)と個別機能訓練加算(Ⅱ)をそれぞれ算定する場合は、それぞれの加算の目的・趣旨が異なることから、別々の目標を明確に立てて訓練を実施する必要がある。

2 個別機能訓練の実務等について

(1) 個別機能訓練の体制

- ア 個別機能訓練は、機能訓練指導員(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師。以下同じ。)、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職業者(以下「機能訓練指導員等」という。)が共同して、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し行うものである。

- イ 管理者は、個別機能訓練計画に関する手順(ニーズ把握・情報収集、アセスメント・評価、計画の作成、説明・同意等)をあらかじめ定める。

興味・関心チェックシート

生活行為	している	したい	興味がある	生活行為	している	したい	興味がある
自分でトイレへ行く				生涯学習・歴史			
一人でお風呂に入る				読書			
自分で服を着る				俳句			
自分で食べる				書道・習字			
歯磨きをする				絵を描く・絵手紙			
身だしなみを整える				パソコン・ワープロ			
好きなときに眠る				写真			
掃除・整理整頓				映画・劇・演劇・演奏会			
料理を作る				お茶・お花			
買い物				歌を歌う・カラオケ			
家や庭の手入れ・世話				音楽を聴く・楽器演奏			
洗濯・洗濯物たたみ				将棋・囲碁・麻雀・ゲーム等			
自転車・車の運転				体操・運動			
電車・バスでの外出				散歩			
孫・子供の世話				ゴルフ・グラウンドゴルフ・水泳・テニスなどのスポーツ			
動物の世話				ダンス・踊り			
友達とおしゃべり・遊ぶ				野球・相撲等観戦			
家族・親戚との団らん				競馬・騎乗・観劇・パチンコ			
デート・異性との交流				編み物			
居酒屋に行く				針仕事			
ボランティア				畑仕事			
地域活動 (町内会・老人クラブ)				賞金を伴う仕事			
未参り・宗教活動				旅行・温泉			
その他()				その他()			
その他()				その他()			

(2) 個別機能訓練の業務

ア 個別機能訓練開始時におけるニーズ把握・情報収集

機能訓練指導員等は、個別機能訓練を行う場合は、利用者の日常生活や人生の過ごし方についてのニーズを把握するとともに、利用者の居宅での生活状況(ADL、IADL等)を居宅訪問の上で確認するものとする。また、医師からは利用者のこれまでの医療提供の状況について、介護支援専門員からは、居宅サービス計画に基づいて利用者本人や家族の意向、総合的な支援方針、解決すべき課題、長期目標、短期目標、サービス内容などについて情報を得る。

なお、ニーズ把握には、別紙様式1の興味・関心チェックシートを参考にするとともに、居宅訪問の際のアセスメント項目は、別紙様式2の居宅訪問チェックシートを参考に確認する。

イ 個別機能訓練開始時におけるアセスメント・評価、計画の作成、説明・同意等
アで把握した利用者のニーズと居宅での生活状況を参考に、多職種協働でアセスメントとそれに基づく評価を行い、個別機能訓練計画を作成する。個別機能訓練計画は別紙様式3の様式を参考に作成する。なお、通所介護においては、個別機能訓練計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができる。

また、居宅サービス計画、通所介護計画及び短期入所生活介護計画と連動し、これらの計画と整合性が保たれるように個別機能訓練計画を作成することが重要である。通所介護計画書は、別紙様式4を参考に作成する。

ウ 利用者又は家族への説明と同意

個別機能訓練計画の内容については、利用者又はその家族に分かりやすく説明を行い、同意を得る。その際、個別機能訓練計画の写しを交付することとする。

エ 個別機能訓練の実施

機能訓練指導員等は、個別機能訓練計画に沿った機能訓練を実施する。
オ アからエまでの課程は3か月ごとに1回以上、個別機能訓練計画の進捗状況等に
応じ、利用者やその家族の同意を得た上で、訓練内容の見直し等を行う。なお、利用者の心身の状態変化等により、必要と認められる場合は速やかに見直すこととする。

3 短期入所生活介護の個別機能訓練加算について

個別機能訓練の実務等については、2のとおり実施するものであるが、短期入所生活介護の個別機能訓練加算は、通所介護における個別機能訓練加算(Ⅱ)と同趣旨なので、当該加算と同様の対応を行うこと。

居宅訪問チェックシート

利用者氏名	生年月日	年	月	日	男・女
訪問日	平成	年	月	日	要介護度
訪問スタッフ	職種				

項目	レベル	課題	環境 (家族構成・補助具等)	状況・生活課題
ADL	食事	自立・見守り 一部介助・全介助	有・無	
	排泄	自立・見守り 一部介助・全介助	有・無	
	入浴	自立・見守り 一部介助・全介助	有・無	
	更衣	自立・見守り 一部介助・全介助	有・無	
	整容	自立・見守り 一部介助・全介助	有・無	
	移乗	自立・見守り 一部介助・全介助	有・無	
IADL	屋内移動	自立・見守り 一部介助・全介助	有・無	
	屋外移動	自立・見守り 一部介助・全介助	有・無	
	階級昇降	自立・見守り 一部介助・全介助	有・無	
	調理	自立・見守り 一部介助・全介助	有・無	
	洗濯	自立・見守り 一部介助・全介助	有・無	
	掃除	自立・見守り 一部介助・全介助	有・無	
項目	レベル	課題	状況・生活課題	
起き上がり	自立・見守り 一部介助・全介助	有・無		
座位	自立・見守り 一部介助・全介助	有・無		
立ち上がり	自立・見守り 一部介助・全介助	有・無		
立位	自立・見守り 一部介助・全介助	有・無		

【個別機能訓練計画書】

作成日：平成 年 月 日	前回作成日：平成 年 月 日	計画作成者：	介護 機能訓練相談員
よりがな	性別	大正 / 昭和	管理 者
氏名	年 月 日 生	年 月 日 生	介護 員
本人の希望	家族の希望		
病名、合併症(心疾患、糖尿病等)	在宅医療(医師・看護師)に依頼する在宅介護(介護)		
運動時のリスク(血圧、不整脈、呼吸等)	生活制限		
個別機能訓練計画書 I			
長期目標： 年 月	目標達成度	目標達成度	達成・一部・未達
短期目標： 年 月	目標達成度	目標達成度	達成・一部・未達
①			
②			
③			
個別機能訓練計画書 II			
長期目標： 年 月	目標達成度	目標達成度	達成・一部・未達
短期目標： 年 月	目標達成度	目標達成度	達成・一部・未達
①			
②			
③			
④			
(注) ①～④は、実施するための具体的な目標を設定する。(例) ①は、②～④の達成を前提とする。)			
個別機能訓練計画書 III			
長期目標： 年 月	目標達成度	目標達成度	達成・一部・未達
短期目標： 年 月	目標達成度	目標達成度	達成・一部・未達
①			
②			
③			
④			
特別事項			
プログラム立案者： 年 月			
プログラム実施後の変化(経過) 再評価日：平成 年 月 日			
上記計画書に基づきサービスの実施を行い、内容に同意頂きましたので、ご報告申し上げます。			
ご本人氏名：	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
ご家族氏名：			
通所介護 〇〇〇 事業所 No. 0000000000	〒000-0000 住所：〇〇県〇〇市〇〇 00-00	管理者：	介護支援専門員 〇〇〇 〇〇〇
		Tel. 000-000-0000/Fax. 000-000-0000	説明者：

【通所介護計画書】

作成日：平成 年 月 日	前回作成日：平成 年 月 日	計画作成者：
よりがな	性別	介護認定 管理番号 看護 介護 施設名称 相談員
氏名	大正 ~ / 昭和 年 月 日生 歳	障害者の日常生活自立度 H1 H2 H3 H4 H5 H6 H7 H8 H9 H10 H11 H12 H13 H14 H15 H16 H17 H18 H19 H20
通所介護利用までの経緯(活動歴や病歴)	本人の希望	認知症老人の日常生活自立度 H1 H2 H3 H4 H5 H6 H7 H8 H9 H10 H11 H12 H13 H14 H15 H16 H17 H18 H19 H20
健康状態(病名、合併症、薬物療法等)、治療状況等	家族の希望	介護の上での医学的リスク(転圧、転倒、薬物障害等)、留意事項
自宅での活動・参加の状況 (後掲など)		
利用目標		
長期 計画 開始予定日 年 月 日	短期 計画 開始予定日 年 月 日	目標 達成度 達成・一部・未達
長期 計画 達成予定日 年 月 日	短期 計画 達成予定日 年 月 日	目標 達成度 達成・一部・未達
サービス提供内容		
目的とケアの提供方針・内容	評価	迎え(有・無)
①	実施 達成 一部 未達成 実施 達成 一部 未達成	プログラム (1日の流れ) (予定時間) (付・添内容)
②	実施 達成 一部 未達成	
③	実施 達成 一部 未達成	
④	実施 達成 一部 未達成	
⑤	実施 達成 一部 未達成	送り(有・無)
実施後の変化(総括) 再評価日：平成 年 月 日		
上記計画の内容について説明を受けました。 年 月 日		
ご本人氏名： 平成 年 月 日		
ご家族氏名： 介護支援専門員(氏名) / 事業所長		
通所介護 〇〇〇 千〇〇〇-〇〇〇〇 住所：〇〇〇〇〇〇〇 〇〇-〇〇 管理番号： 事業所No. 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 Tel. 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇〇/Fax. 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 説明者：		

その他周知事項

1 君津市ホームページについて

君津市では、介護サービス事業に係る市からののお知らせや国県等からの通知、周知依頼を受けたものなどについて随時掲載をしています。

【介護事業者向け】介護サービス事業者のみなさまへのお知らせ

<https://www.city.kimitsu.lg.jp/soshiki/20/14346.html>



印刷用ページを表示する掲載日：2019年6月18日更新 ツイート シェア

介護サービス事業者のみなさまに対して、市からののお知らせや国県等からの通知、周知依頼を受けたものなどについて随時掲載をしています。

件名	添付資料等	掲載日時
2019年度介護事業場就労環境整備事業のご案内	公益社団法人全国労働基準関係団体連合会から、2019年度介護事業場就労環境整備事業の案内がありましたので、お知らせします。 https://www.zenkiren.com/jutaku/kaigo.html <外部リンク>	令和元年6月17日
「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業	厚生労働省から、福祉情報連携の標準仕様が作成された旨の通知がありましたのでお知らせします。	令和元年6月5日

その他、介護保険のページでは、指定地域密着型サービス事業所・指定居宅介護支援事業所の指定申請（変更届）様式等や、千葉県認知症介護基礎、実践研修等の開催のお知らせも随時掲載をしていますのでご活用ください。

<https://www.city.kimitsu.lg.jp/life/3/6/56/>

2 「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」について

平成30年度厚生労働省老人保健健康増進等事業（介護現場におけるハラスメントに関する調査研究事業（実施団体：株式会社 三菱総合研究所））において、有識者で構成される検討委員会での議論を踏まえ、別添のとおり「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」が作成されておりますのでお知らせします。

3 防災情報を5段階の「警戒レベル」により提供することの社会福祉施設等への周知（依頼）について

厚生労働省から、別添通知がありましたので内容ご確認のうえ、今後とも適切な非常災害対策の実施にご協力をお願いいたします。

- 4 介護事業場就労環境整備事業のお知らせ（2019年度厚生労働省委託事業）
公益社団法人全国労働基準関係団体連合会から別添リーフレットのとおり事業の案内がありましたのでご参照ください。

5 介護人材確保対策事業について

君津市では、介護人材確保対策事業として次の事業を実施しています。

(1) 介護職員初任者研修費用助成事業

介護人材の確保と定着を促進するため、介護職員初任者研修を修了し、研修の修了日以降、3月以上継続して、市内の介護サービス事業所または介護施設に勤務している方に対し、研修の受講に要した費用の一部を助成するもの。

※令和元年度から、君津市外に在住の方も助成の対象としています。

○助成額

介護職員初任者研修の受講料及び教材費の1/2（上限5万円）

(2) 介護事業所内保育施設運営事業補助金

介護従業者の離職防止及び再就職を促進するため、市内の介護事業所及び介護保険施設等が、雇用する職員のために設置する保育施設の運営費を助成し、職員が子育てをしながら働き続ける環境の整備を目的とするもの。

○実施方法

事業者の直営又は委託（複数の事業者による共同経営を含む。）

○対象事業

- ・利用定員が5人以下であること
- ・保育時間が8時間以上であること 等

○補助基準額

- ・基本額：保育士等の数×180,800円×運営月数-保育料収入額
- ・加算額（24時間保育加算）：23,410円×運営日数

○補助率

2/3

※その他詳細は、君津市ホームページをご覧ください。

介護事業所内保育施設を運営する費用の一部を補助します

<https://www.city.kimitsu.lg.jp/soshiki/20/20118.html>

上記のほか、君津市ホームページでは、千葉県福祉人材センターが実施する資格取得に係る貸付制度などを紹介しておりますのでご参照ください。

6 認知症高齢者グループホーム家賃等助成事業の実施について

君津市では、認知症高齢者グループホームに入居する方のサービス利用環境の向上及び経済的負担の軽減を図ることを目的として、入居者のうち、家賃、食材料費、光熱水費の負担が困難な方（(1)アの対象者として、市が認定した方）に対して費用負担の軽減を行う認知症高齢者グループホーム運営事業者に、助成金を交付する事業を実施します。（令和元年8月開始）

(1) 対象者及び軽減額

ア 対象者

本制度における軽減の対象者は、君津市の介護保険被保険者で、認知症高齢者グループホームに入居している、以下の①～③全ての要件に該当する方となります。

所得要件	① 市町村民税非課税世帯であること。 ※ 別世帯に配偶者がいる場合は、その配偶者も市町村民税非課税であること。 ② 老齢福祉年金を受給している、または本人の前年の年金収入（遺族年金・障害年金等の非課税年金を含む。以下同じ。）と合計所得金額の合計額が80万円以下であること。
資産要件	③ 預貯金等が一定額以下（単身で1,000万円、夫婦で2,000万円）であること。

※ 介護保険負担限度額認定（介護保険施設の入所者等に係る食費・居住費の補足給付制度）のうち第1段階、第2段階該当者に相当します。

※ ただし、生活保護受給者又は中国残留邦人等支援給付受給者、介護保険料を滞納している方、法第67条から第69条に規定する介護保険料の滞納等に起因する保険給付の制限を受けている方については軽減の対象となりません。

イ 軽減額

日額 1,000円

(2) その他

本事業の実施事業所、対象者認定手続などの詳細につきましては、君津市ホームページにてお知らせします。



事務連絡

平成31年4月10日

都道府県

各 指定都市 介護保険担当主管課(室) 御中

中核市

厚生労働省老健局振興課

「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」について

介護保険行政の推進につきましては、日頃よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、平成30年度厚生労働省老人保健健康増進等事業（介護現場におけるハラスメントに関する調査研究事業（実施団体：株式会社 三菱総合研究所））において、有識者で構成される検討委員会での議論を踏まえ、標記の介護事業者向けのマニュアルが作成されました。

各都道府県等におかれましては、本マニュアルについて、貴管内の介護事業者、市町村、関係団体、関係機関等に対して周知いただくなど、介護事業者において、介護現場におけるハラスメント対策が進むようご協力をお願いいたします。

なお、本調査研究事業の報告書は以下の実施団体のウェブサイトに掲載されておりますので、あわせてご参照下さい。

https://www.mri.co.jp/project_related/roujinhoken/index.html

【担当】

厚生労働省老健局振興課基準第一係

TEL : 03-5253-1111 (内線 3983)

京都府県
指定都市
各 中核市

民生主管部(局) 御中

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
厚生労働省社会・援護局福祉基礎課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省高齢者健康局高齢者支援課

防災情報を5段階の「警戒レベル」により提供することの社会福祉施設等への周知(依頼)

平素より福祉・防災行政の推進について格別なる御高配を賜り厚く御礼申し上げます。
社会福祉施設等は、自力避難が困難な高齢者・障害者等も多く利用されており、災害時には避難に時間を要することから、利用者の安全を確保するためには、豪雨・地震・洪水・土砂災害・高潮・内水氾濫等の各種災害に備えた十分な避難対策が必要です。

このため、社会福祉施設等については、運営基準省令や通知に基づき非常災害対策計画を作成しており、避難を開始する時期・判断基準などについては、「避難準備」情報の発令を目安として承知していただきます。(※1)

本年3月29日に「避難勧告等に関するガイドライン」(内閣府(防災担当)策定)が改定され、避難勧告等の発令について、住民等が情報の意味を直感的に理解できるよう、防災情報を5段階の警戒レベルにより提供し、とるべき行動の対応が明確化されました。

具体的には、これまでの「避難指示」「避難勧告」「警戒レベル3」を数字で表記し、「警戒レベル3」かつ難解であったとされているのを、「警戒レベル4」を数字で表記し、「警戒レベル3」を高齢者等避難、「警戒レベル4」を全員避難とし、避難のタイミングが明確化されました。また、社会福祉施設等の管理者等は、気象庁から「警戒レベル2」の情報が発表された場合など、リアルタイムで発信される防災気象情報を自ら把握し、早めの避難措置を講じる必要があるとされました。(※2)

このことを踏まえ、各都道府県・指定都市・中核市においては、社会福祉施設等における災害時の避難が確実に行われるよう、今般改定した「避難勧告等に関するガイドライン」では、これまでの「避難準備」が「警戒レベル3」(高齢者等避難)へと表記・伝達の変更されていること等について、管内市町村、社会福祉施設等、関係機関及び関係団体に広く周知徹底していただきますようお願いいたします。

あわせて、社会福祉施設等の避難を開始する時期・判断基準が、利用者の状態、職員数や設備等の施設状況(日中と夜間では対応できる職員数が違う等も留意)を踏まえ、今般出(※3)した避難にかかる時間に照らして、適切なものかどうか、管内施設に対し、今般度確認をお願いいたします。

なお、今般の「警戒レベル」の運用開始に伴う、社会福祉施設等の非常災害対策計画上の避難を開始する時期・判断基準の記載は、これまでの避難情報を「警戒レベル」と読み替えることで足り、直ちに修正を求めるものではありません。ただし、今回の計画見直しの機会などに適宜修正をお願いいたします。

※1 利用者の避難を含む非常災害対策計画の関係規定(指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホームの例))

○ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第39号)
(非常災害対策)

第二十六条 指定介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

○ 介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について(平成28年9月9日老総発0909第1号、老高発0909第1号、老振発0909第1号、老老発0909第1号 厚生労働省老健局総務課長他通知)

2 非常災害対策計画の策定及び避難訓練について

【具体的な項目例】

- ・ 介護保険施設等の立地条件(地形等)
- ・ 災害に関する情報の入手方法(「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等)
- ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認(自治体、家族、職員等)
- ・ 避難を開始する時期、判断基準(「避難準備情報基令」時等)
- ・ 避難場所(市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース等)
- ・ 避難経路(避難場所までのルート(複数)、所要時間等)
- ・ 避難方法(利用者ごとの避難方法(車いす、徒歩等)等)
- ・ 災害時の人員体制、指揮系統(災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等)等
- ・ 関係機関との連携体制

※2 内閣府(防災)のホームページ
「避難勧告等に関するガイドライン」の改定(平成31年3月29日)
http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30_hinankankoku_guideline/index.html

※3 内閣府(防災)のホームページ
「要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集(水害・土砂災害)」
<http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/hinanjireishu.pdf>

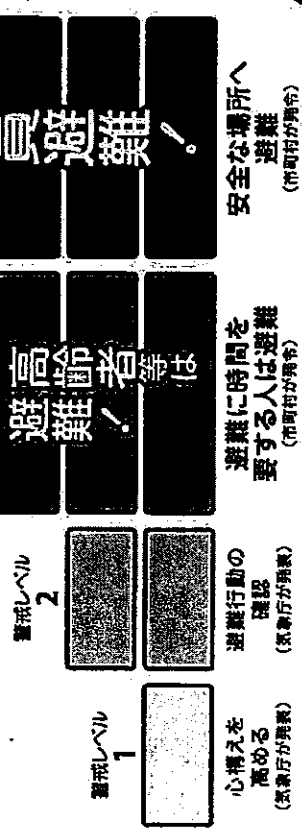
水害・土砂災害の防災情報の伝え方が変わります

防災情報はいろいろあるけど
いつ避難すればいいの？

逃げ遅れゼロへ！ 警戒レベル4で全員避難！

【警戒レベル】で避難のタイミングをお伝えします。

2019年の出水期(6月ごろ)より、
【警戒レベル】を用いた
避難情報が発令されます。
市町村から【警戒レベル③、④】が
発令された地域にお住まいの方は、
速やかに避難してください。



【警戒レベル③】(市町村が発表)は既に災害が発生している状況です。

次のような内容で自治体から避難行動を呼びかけます。

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。
- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇地区に洪水に関する警戒レベル4、避難行動を命令しました。
- 〇〇川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。
- 〇〇地区の方は、速やかに全員避難を開始してください。
- 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

内閣府(防災担当)の消防庁

水害・土砂災害について、市町村が出す避難情報と、
国や都道府県が出す防災気象情報を、5段階※1に整理しました。

＜避難情報等＞

警戒レベル	避難行動等	避難情報等
警戒レベル5	既に災害が発生している状況です。命を守るための最善の行動をとります。	災害発生情報 MHOSE-LEVEL5 MHOSE-LEVEL5 MHOSE-LEVEL5 (市町村が発表)
警戒レベル4	速やかに避難先へ避難しましょう。公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内より安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 避難指示(緊急) MHOSE-LEVEL4 MHOSE-LEVEL4 MHOSE-LEVEL4 (市町村が発表)
警戒レベル3	避難に時間をおよぼす人に高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・高齢者等避難開始 (市町村が発表)
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意情報 大雨注意情報 (気象庁が発表)
警戒レベル1	災害への心構えを高めます。	早期注意情報 (気象庁が発表)

＜防災気象情報＞

警戒レベル相当情報(例)
警戒レベル5相当情報 冠水発生情報 大雨特別警報 等
警戒レベル4相当情報 冠水危険情報 土砂災害警戒情報 等
警戒レベル3相当情報 冠水警戒情報 洪水警報 等

これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。

※1 各自治体の防災レベル1-5の避難行動等に関する詳細は、PDFがダウンロードできます。

Q&A

- 質問1) 防災気象情報は出ているけど、避難情報が出ていないときはどうすればいいの？
→ 市町村は、様々な情報をもとに、避難情報を発令する判断を行うことから、必ずしも防災気象情報と同じレベルの避難情報が、同時に発令されるわけではありません。自らの命は自ら守る意識を持って、防災気象情報も参考にしながら、適切な避難行動をとってください。
- 質問2) 避難指示(緊急)は、避難勧告と同じ警戒レベル4に位置付けられただけで、考え方が変わったの？
→ 避難指示(緊急)は、地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令されるもので、必ず発令されるものではありません。避難勧告が発令され次第、避難指示(緊急)を発令するに速やかに避難をしてください。
- 質問3) 洪水で「警戒レベル4相当情報」が既に出ていて、土砂災害で「警戒レベル3相当情報」が出ただけで洪水のレベルも4から3に下がったということがあるの？
→ 洪水の危険性が4から3に下がったわけではありません。洪水は4のまま、土砂災害の3が追加されたのであり、その地域は洪水と土砂災害、両方の災害を警戒する必要があります。

【警戒レベル5】では既に災害が発生しています。また、必ず発令されるものではありません。

【警戒レベル3】や【警戒レベル4】で、地域の皆さんで声をかけあって、安全・確実に避難しましょう。

詳しく知りたい方は

内閣府 防災情報のページ

内閣府 防災情報

http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30_hinankankoku_guideline/index.html



スマホ
で読み取
り

